

第三百三十六回国会 衆議院 外務委員会 農林水産委員会 運輸委員会 科学技術委員会連合審査会議録 第一号

平成八年五月二十四日(金曜日) 午前八時三十二分開議

出席委員

外務委員会

委員長 関谷 勝嗣君

理事 小杉 隆君 田中 直紀君

理事 玉沢徳一郎君 赤羽 一嘉君

理事 東 祥三君 松沢 成文君

理事 井上 一成君 前原 誠司君

理事 佐藤 剛男君 齋藤 文昭君

理事 坂本三十三君 櫻内 義雄君

理事 鈴木 宗男君 二階堂 進君

理事 原田昇左右君 伊藤 英成君

理事 石田 勝之君 岡田 克也君

理事 小坂 憲次君 中野 寛成君

理事 秋葉 忠利君 伊藤 茂君

理事 佐藤 泰介君 園田 博之君

理事 古堅 実吉君 吉岡 賢治君

農林水産委員会

委員長 松前 仰君

理事 鈴木 宗男君 二田 孝治君

理事 仲村 正治君 理事 初村謙一郎君

理事 井出 正一君

理事 荒井 広幸君 金田 英行君

理事 岸本 光造君 栗原 博久君

理事 七条 明君 浜田 靖一君

理事 穂積 良行君 松下 忠洋君

理事 山本 公一君 木幡 弘道君

理事 須藤 浩君 野呂 昭彦君

理事 堀込 征雄君 山岡 賢次君

理事 山田 正彦君 石橋 大吉君

理事 永井 哲男君 野坂 浩賢君

理事 山崎 泉君 小沢 鋭仁君

理事 藤田 スミ君 徳田 虎雄君

運輸委員会

委員長 辻 一彦君

理事 武部 勤君 理事 細田 博之君

理事 村田 吉隆君 理事 久保 哲司君

理事 古賀 敬章君 理事 高木 義明君

理事 赤松 広隆君 理事 高見 裕一君

理事 佐藤 静雄君 橋本 康太郎君

理事 林 幹雄君 堀内 光雄君

理事 江崎 鐵磨君 実川 幸夫君

理事 田名部匡省君 東 順治君

理事 米田 建三君 緒方 克陽君

理事 左近 正男君 寺前 巖君

科学技術委員会

委員長 井上 喜一君

理事 小野 晋也君 理事 原田昇左右君

理事 村上誠一郎君 理事 上田 晃弘君

理事 笹木 竜三君 理事 今村 修君

理事 渡海紀三朗君

理事 萩山 教蔵君 上田 清司君

理事 近江已記夫君 殺田 恵二君

理事 牧野 聖修君

出席國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君

外務大臣 池田 行彦君

農林水産大臣 大原 一三君

運輸大臣 亀井 善之君

科学技術大臣 中川 秀直君

科学技術庁長官 加藤 康宏君

科学技術庁原子力局長 岡崎 俊雄君

科学技術庁原子力安全局長 宮林 正恭君

外務大臣官房審議官 谷内正太郎君

外務大臣官房審議官

委員外の出席者
外務大臣官房審議官 西田 芳弘君
兼内閣審議官
外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官 河村 武和君
外務省アジア局長 加藤 良三君
外務省欧亜局長 浦部 和好君
外務省経済局長 野上 義二君
外務省条約局長 林 陽君
農林水産大臣官房長 高木 勇樹君
水産庁長官 東 久雄君
資源エネルギー庁長官 江崎 格君
運輸省航空局長 黒野 匡彦君
海上保安庁長官 秦野 裕君
気象庁長官 小野 俊行君
外務委員会調査室長 野村 忠清君
農林水産委員会調査室長 黒木 敏郎君
運輸委員会調査室長 小立 謙君
科学技術委員会調査室長 吉村 晴光君

本日の会議に付した案件
海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定の締結について承認を求めるとの件(条約第三号)
排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案(内閣提出第八六号)
排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案(内閣提出第八八号)
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案(内閣提出第八九号)
水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)
領海法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)
海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)
○関谷委員長 これより外務委員会農林水産委員会運輸委員会科学技術委員会連合審査会を開会いたします。
関係各委員長との協議により、私が委員長職務を行います。
海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定の締結について承認を求めるとの件、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案、水産資源保護法の一部を改正する法律案、領海法の一部を改正する法律案、海上保安庁法の一部を改正する法律案、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律案の一部を改正する法律案、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の各案件を一括して議題とした

各案件の趣旨の説明につきましては、これを省略し、お手元に配付しております資料をもって説明にかえさせていただきますので、御了承願います。

これより質疑を行います。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中直紀君。

○田中(直)委員 外務委員会の田中でございませう。海洋法条約外八件について質問をいたします。

今回の条約で設けられました国際海峡の自由航行の確保につきましては、大変重要なこの条約の柱であろうかと思ひます。この内容につきましては、領海で覆われておる海峡におきましても軍艦あるいは潜水艦航行が可能である、こういう状況になったわけでありませう。我が国は五十二年に領海の幅を三海里から十二海里に拡大をいたしましたけれども、御存じのとおり、宗谷、津軽、対馬東、西水道、大隅の五海峡につきましては、特別水域として三海里の領海を継続したわけでありませう。今回、国際的に見てこの五海峡は国際海峡である、こういうことで認識をされるところでありますが、我が国におきましては、今回の条約で三海里を継続していく、こういうことでありませう。領海が覆われても国際海峡である、こういうことでありませうから、こういう条件下において、やはり十二海里等の拡大を図っておく、こういうことがよく当然の対処ではなからうかと思ひますが、今回も引き続き三海里を堅持する、というのは、どういう見地から堅持をされたのか、外務大臣にお伺いをいたしたいと思います。

○池田(直)委員 委員御承知のとおり、我が国は主要な海洋国家でございます。そういう立場を踏まえまして、諸外国が重要な海峡において自由な通航を維持する政策をとる、こういうことを促進していきたい、こういうことを考えておりました。国際航行の要衝でございますいわゆる五海峡につきましても、今回現状を基本的には変更し

ない、こういうふうなことにした、こういうことでございます。

○田中(直)委員 結論は外務大臣のお話のようなのでありますが、これから国際海峡につきましても取り扱い等運用につきましても各国での対応が出てくるかと思ひますし、当然、国内法でどういうふうな国際海峡を位置づけていくか、あるいは領海との関係はどう考えていくかということだと思ひます。特に、今まで外国の軍艦、原子力潜水艦の通過につきましても大変神経をとがらせてきたところでありませうが、冷戦終結後の対応ということで、地域紛争等で新防衛大綱の問題も決まりました。あるいは、これから極東有事におきましての法人救助あるいは難民の流入を防ぐ、こういう大きな課題を抱えておられますので、そういう意味では安全保障の面の観点からこの国際海峡あるいは特別水域という問題を、今回きちっと政府としての見解を出されておいた方がよろしいのではなからうか、こういうふうにお思ひますが、いかがでしょうか。

○池田(直)委員 ただいま委員御指摘のような各方面への十分な配慮をしながら、今後いわゆる五海峡の取り扱いその他についても遺憾のないように対応してまいりたいと思ひます。

なお、この関係でいわゆる核搭載艦の問題などが時々提起されるわけでございますが、その関係につきましても現在までの我が国の非核三原則の方針に全く変わりはない、こういうことは申し上げておきたいと思ひます。

○田中(直)委員 せっかくの機会でありませうから、事務局の方から、国際海峡の通過通航の制度につきましても通過通航権について、政府の見解をいいますか、解釈というものをつけ加えておいていただきたいと思います。

○谷内政府委員 通過通航制度についての御質問でございますけれども、領海の幅を従来の三海里から十二海里に拡大することに伴って、新しく今回の国連海洋法条約で創設された制度でございます。今先生御指摘のように、いわゆる五海峡につ

きましては、領海部分が三海里になつていられることとございませうけれども、この通過通航制度は、領海において認められませういわゆる無害通航よりもより自由な、特に上空飛行を含むような、より自由な通航が認められるわけでございます。

私どもが今やっておりますことは、念のために申しますと、その三海里に限定いたしますけれども、その外側の部分につきましては公海の部分と認めまして、いずれも海峡内に航行上及び水路上の特性において同様に便利な公海の航路を設けるわけでございますから、国連海洋法条約との関係では問題がないというふうにお認識しておられるわけでございます。

○田中(直)委員 では、ほかの問題に移ります。排他的経済水域及び大陸棚に関する法律につきまして御質問申し上げますが、我が国の排他的経済水域の範囲及び我が国が持つ大陸棚について、国内法の第一条及び第二条を適用いたしました、二百海里の線あるいは隣国との重複水域につきましても中間線を設定する、こういうことで全面設定を今回するわけでございます。

我が国は世界で六番目か七番目ほどの大変な水域を持つ、こういうふうにお言われておりますから、そういう意味で、海洋国家我が国にとつては大変利益としても大きなものではなからうか、できるだけ大きな水域設定を可能な限りやうていく、こういうことではなからうかと思ひますが、一つは、この法律に従って全面設定をいたしました場合には、我が国の経済水域は、広さほどの程度になるのか、こういうことが一つ。それから、二百海里以遠で大陸棚が、該当するところがあるかと思ひますが、これはどういふところが具体的に考えられるのか、この二点をお伺いいたしたいと思います。

○谷内政府委員 まず御質問の第一点の、排他的経済水域の広さがどれくらいになるのかという点でございますけれども、この点につきましては、私どもは具体的な測定を行っているわけではございませんので正確な数字は有しておらないわけ

でございますけれども、大体四百平方キロメートルであるというふうにお想定しております。これは我が国領土の約十倍強に当たる大変広い水域になるというふうにお考えしております。

それから第二点の、二百海里以遠の大陸棚の境界の設定の見直しについての御質問でございますけれども、御承知のように、国連海洋法条約の大陸棚の定義、これは第七十六条でございますけれども、この定義によりますと、岸から二百海里までは海底の地形のいかんにかかわらず沿岸国の大陸棚であるとされるときに、二百海里を超えて領土の自然の延長が続いている場合には、一定の要件を満たす限りまで我が国の大陸棚となるというふうにお規定されておられるわけでございます。

我が国の大陸棚につきましても、国連海洋法条約の規定に照らして、二百海里を超えて延びている可能性につきましては、これは太平洋岸について考え得るわけでございますけれども、現在入念な海底調査が行われていられるというふうにお承知しております。

○田中(直)委員 今政府委員からお話がありましたけれども、外務大臣にお伺いいたしたいと思います。この条約を批准するということがなれば、やはり国連に提出をして締結をするわけでありませうから、いわゆる全面設定をしていくわけでありませうから、そういう意味では、四百平方キロというお話以上に、もっと正確な、結局、線が大体わかるような形で数字をしっかりと出していただきたい。これによつてしっかりと我が国のいわゆる経済水域が設定されるわけでありませうから、今概略の数字でありますけれども、もっときちちりした数字を政府として確認をいただきたい、そして我々にも発表をいただきたい、こういうふうにお思ひます。大陸棚の問題につきましても今調査中だ、こういうことでありますけれども、科学技術庁長官もおられますから、深海底のところはちゃんと調査をされているわけでありませうから、ことごとくということをごきちちりと出して

だいたい、こういうふうになります。

時間がございませぬので先に移りますが、国内法の第二条で、そういう意味で、我が国は二百海里から大陸棚ということ、今調査中ということであり、第二条の表現が中間線を規定しておるわけであり、大陸棚というものは本来、ずっと深海底の方に本土から移るわけであり、また、もともと中間線という形が、この第二条でうたわっているわけであり、中間線、このように大陸棚の形状からいって中間線、このように中間線という規定でございまして、このように中間線と中間線とを規定してございまして、中間線と中間線とを規定して、実際に、本当に中間線が我が国が主張できるかどうかという内容ではなからうかと思ひますが、いかがですか。

○谷内政府委員 たいだいま先生おっしゃいましたように、確かに中間線という表現になっておるわけでございますけれども、その中間線と申します場合に、どこからかはかって中間線と考へるのかという問題があるわけございまして、恐らく先生は、いろいろと領土の問題もあるではないかということを前提にお聞きになっておられると思ひますけれども、私もとしては、当然我が国の領土を基点として、また相手国の領土との間の中間線を当然考へておるわけございまして、それは国内法上もそのことが当然の前提になっておるわけでございます。

○田中(直)委員 相手国との関係は当然これから出てくるわけであり、大陸棚を我が国が取得する条件としての、大陸棚は深海底にずっといくわけであり、その中間線という規定になるわけであり、そういう意味で、具体的に言いますと、日中間の大陸棚は一枚岩であるとかいうことを前提にしておるのかとも思ひますが、一枚岩でなくとも、中間線が我が国の利益が守れるようないわゆる大陸棚を設定できるかどうか。

本来、国内法で設定するのであれば、一枚岩ではなくても、それだけの日中間の主張ができるような規定にしておかなければいけないと思ひますけれども、これではいけません、そういう大陸棚の前提がなければ中間線がなかなかとり得ないというふうな解釈にもなるかというふうな思ひますけれども、その辺はいかがですか。

○谷内政府委員 日中間の問題につきましては御質問でございますので、その点に焦点を絞つてお答え申し上げますけれども、日中間にありまして大陸棚につきましては、私も、今先生が一枚岩という表現をお使いになりましたけれども、一つの大陸棚であるというのとは私どもの認識でございまして、したがって、一つの大陸棚であり、双方の領土を踏まえて中間線を引く、こういう考えでございまして。

他方、中国の方は、中国大陸の自然延長が、日本列島といふ、沖繩トラフのところまで延びているんだから、そこまでは自分の大陸棚であるという見解を恐らく示してくるだらうと思ひますけれども、まさに先生がおっしゃつておられますように、大陸棚は、地形がどうあろうとも二百海里はともかく確保できるわけでございます。それから、日中間は、双方からはかりまして四百海里以内でございまして、そういうところでは専ら距離基準に基づいて四百海里未満のところでは中間線を引くという考へ方は、国際法上も十分成立し得る考へであるというふうな私どもは自信を持っておるわけでございます。

○田中(直)委員 では、あと二問ほど質問いたしたいと思ひますが、国連公海漁業条約が昨年の八月に国連で採択をされております。ことしの十二月までに署名期限が来る、こういうことで認識をいたしておるわけであり、

我が国はマグロの消費国であります、今回の海洋法では、高度回遊性魚種ということで、公海も含んでの魚種である、こういうことであります。我が国のマグロ漁業は、消費国でありながら便宜置籍船あるいは非加盟国の、まあ野放しの状態だ、こういうことで大変打撃を受けておるとございまして。

これからの資源保護という問題からしまして、我が国がイニシアチブをとつてこの国連公海漁業条約について十二月までに早急に署名をすることが妥当ではなからうか。そしてまた、世界的な資源管理、保存に我が国が主導的な立場で臨むべきではなからうか。農林水産大臣がお出ましでございまして、その点お伺いをいたしたいと思ひます。

○東政府委員 水産庁の長官でございまして、先生御指摘のとおり、マグロは高度回遊性魚種というところで、今度の国連海洋法条約でも、関係する沿岸国と漁業国が地域漁業管理機関を通じて保存管理をやれと。公海漁業条約につきましても、まだこれは発効しておりませんが、今先生御指摘のとおりでございまして、同じような規定になっております。我々は、これはやはり非常に重要なポイントであると思つておりました、そうなると、その非加盟国の跳梁といふものが問題になってくるわけで、我々は、できるだけ多くの国に、あらゆる機会にこの国際管理機関に入つてもらうということをまず第一にしております。

それから、国際管理機関がまだ設定されていない地域が二カ所ございまして、我が国周辺の北太平洋の地域それから中西部太平洋でございまして、これは日本とアメリカとで話し合ひまして、この五月に北太平洋、さらにこれから中西部太平洋の会議をやりました、科学委員会の設立に向けて努力していく構えでおります。

そういうふうな、外のものをできるだけなくすという方向、それから便宜置籍船も、FAOにおいての協定の案文がでか上がつております。またこれも発効してございませんが、そういう形での牽制ということをやりますが、しっかりした資源管理のもとでマグロ漁業をやっていくということを中心にかけていきたいと思つております。

○田中(直)委員 国連公海漁業条約につきましても、水産庁はそういう見解で大変期待をしておる

ということであらうかと思ひますし、ことしじゅうが署名する期限だということであり、外務大臣のお考えをひとつお伺ひします。

○池田国務大臣 たいだいま水産庁の方からもお話がございまして、そういう事情も踏まへながら、一方においては、委員御指摘のとおり、この協定、マグロあるいはタラ、カレイ等も対象になっておりました、いわば海洋法条約の関連規定を踏まえて総合的に、高度回遊性魚種あるいは経済水域の内外に生息する魚種について包括的に規定したものでございまして、これは資源の保存管理、持続的利用にとつて大変意義のある協定だというふうにお考へております。

そういうことで、先ほど水産庁から指摘がありましたような事情もよく勘案しながら、関係省庁で今後とも協議して対応してまいりたい、こう考へる次第でございまして。

○田中(直)委員 今回の条約の批准は、資源小国日本にとつて大変重要な案件であらうかと思ひます。

特に我が国は、マンガン、ニッケル、コバルト等の自給率はゼロに大変近い、こういうことでありますし、深海底開発につきましても、マンガンにつきましても、今度の条約の批准によって、我が国が資源を海洋に求める、こういうことが大きな課題にならうかと思ひます。

そういう意味で、科学技術の中でも海洋開発というものが大変重要な内容になってくるわけでございますけれども、今後の取り組みにつきまして科学技術庁長官にお伺ひをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○中川国務大臣 お答え申し上げます。科学技術庁においては、海洋の実態解明を旨とした研究、また、その基盤となる技術の開発、この二点に重点を置いた海洋科学技術の推進を図つておる次第でございまして。

具体的には、海洋科学技術センターにおきまして、「しんかい六五〇〇」かいこう等の潜水調

査船を用いた深海調査研究、第二に、太平洋及び北極海域における総合的な海洋観測研究及び大型海洋観測研究船、「みらい」と先ごろ名づけましたが、この整備、第三に、地球環境の変遷、また地震発生メカニズム等の解明のための深海掘削船システムの開発研究等を推進しているところでございます。また、関係省庁と協力しつつ黒潮の開発利用調査研究等の海洋調査研究を実施いたしております。

今般の国連海洋法条約において、海洋の科学的調査に関しては、本条約の第十三部に規定があり、専ら平和的目的のために実施すること等を条件に、各国が海洋の科学的調査の発展及び実施を促進し及び容易にすること、こうなっております。これにより、海洋の科学的調査に関する国際的な法秩序というものが確立をされた、したがって、海洋の調査研究が一層推進されるものと期待をしております。

今後とも、委員御指摘のような見地で、海洋開発の推進に積極的に取り組んでまいります。

○田中(直)委員 では、終わります。

○関谷委員長 前原誠司君。

この海洋法の審議に当たりまして、領域、領海あるいは接続水域、また排他的な経済水域等々の設定ということで、漁業の問題も絡みまして、周辺諸国との話し合いをさせていただいているところでありまして。

一つ私が今回指摘をさせていただきたい問題点といえますのは、台湾との問題であります。

台湾は、我が国といたしましては、中国の一部であるという前提に立ちまして、この海洋法にかかわる問題についても、表の面では中国と交渉する、話をするということになろうかと思っております。しかし、実際に台湾という、国と言っているのか地域と言っているのかわかりませんが、そういったところが実効的な支配をしているわけであ

りまして、それにかかわるいろいろな問題が出てきていて、その問題をどう政府として取り組んでいけるのか、この点について御質問をさせていただきたいと思っております。

まず漁業の問題であります。昨年六月であります、外務委員会で沖縄の方に視察をさせていただきまして、八重山諸島の与那国島の与那国町の町長さんから要望をいただきました。「与那国島と台湾の間の公海上において、台湾による射撃訓練が平成六年七月から行なわれており、当該海域での漁業操業が著しく制限されている状況にあります。」という要望をいただいているわけでありまして。

また、漁業そのものに関しまして、日本近海における台湾漁船による不法操業の確認数というものが過去五年間で、統計をいただいておりますが、平成三年が百四十六隻、四年が六十六隻、五年が二百四十三隻、六年が二百十三隻、七年が三十一隻ということ、この五年間で不法操業の確認数が六百九十九隻にも上っている。そのうち操業をされたものも十八隻ございまして、うち領海内だと確認されたものも半数以上上がっているということでありまして。

こういった問題においては、実際、中国と話をしても、明らかに部分があるわけでありまして、こういった問題、じゃどういふふうに政府としては漁民の利益を確保するために対処されるおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○池田国務大臣 たいま委員御指摘のとおり、我が国は、中国との関係で共同声明に基づいたあいついた基本的な立場をとっております。そういった関係で、台湾との関係はこれは非政府間の実務上の関係、こういうことになっておりますのでございまして。そういったことになっておりますので、漁業の分野につきましても、たたいまお話のございましたようにゆるい不法操業の問題、あるいはまた台湾によるゆるい不法射撃訓練等もあるわけでございます。そういった関係について一体どういふふうに対応するか、なかなか通常の場合と違って

難しい面があるわけでございます。現在のところ、漁業につきましては、台湾との間では国家間の関係は、当然そういうことはあり得ないわけでございますが、民間ベースにおいてもそういった取り決めというものは結ばれておりません。

しかし、これからそういった点をどうしていくか。それから、今御指摘のございましたような漁業関係の方々の御要望あるいは台湾側のいろいろな主張もあるいはあるかと思っております。そういったものも踏まえながら、場合によってはそういった何らかの調整を行う必要があるというケースも考え得るわけでございます。そういった場合には、先ほど申しましたような非政府間の関係であるという、その基本を踏まえながら適切に対応していく、こういうことになろうかと存じます。

○前原委員 今後は非政府間の事務上の関係という前提条件の中で、しかし問題解決については台湾当局とは御議論されるということでございますが、その中にまた含めていただきたい問題として一つ提起をさせていただきたいのが、防空識別圏の話でございます。

これも、昨年の外務委員会で沖縄へ訪問しましたときに要望されたことでございます。ちょうどこの防空識別圏というのが、与那国島が東経百二十三度の真下にあるわけでありまして、台湾の防空識別圏と日本の防空識別圏がその与那国島の真上を通っているということでありまして。

防空識別圏といいますが、それに届け出をしていない進路で飛行機等が入った場合においては、スクランブル発進をされて、そして警告を受けたり、もっとエスカレートすると非常に危険な状況になるというところでございまして。我が国の国土の上には防空識別圏があるというものは全くおかしな話であります。確かに、この防空識別圏というのは国際法上の概念としてないというところは伺っておりますし、また、これが領域とか領海の問題にかかわるものでもないというところは十分承

知しておりますが、しかしそれでも、そういったスクランブル発進が行えるその境界の線を我が国の領域の中に引いていると、しかも与那国島という我が国の領土の上に引いているということ自体は、私はこれは全く健全ではないというふうに思っております。

しかも、さらに百二十四度、つまり、与那国島よりさらに沖縄本島に寄ったところに飛行情報区、飛行制限区域が入り組んでいると、つまり日本の領域内に、与那国島よりさらに沖縄本島に寄ったところにこういう飛行制限区域を台湾が設定をしているということについては、これは全く私はおかしな話だと思っております。その点について問題認識をされているかどうか。また、先ほど話をいただきました今後の交渉というものがあるいは実務上の話し合いというものにこういう問題をのせていただけるものかどうか、外務大臣、御答弁をいただきたいと思っております。

○池田国務大臣 たいま委員御自身も御指摘なさいましたように、いわゆる防空識別圏というのは国際法上確立した概念でもございませんし、また、その識別圏の設定の仕方によって領土であるとか領空というものが変更されるものではない、これは明確であると考えております。

一般的には、各国が自国の安全を守るために、国内措置として、領空に接続する公海上空に識別圏というものを設定する、こういうものであると承知しておる次第でございますので、私は、この識別圏の設定のあり方によって領土あるいは領海、領空ということに問題が出てくると思っております。我々が国の領土の上にあるんじゃないかということになりますと、そこところはたたいま申しましたような一般的なとらえ方によって対応が可能なのかどうか、ちょっとそれは疑問だと思っております。事実関係をつまびらかにしました上で、必要があれば適切に対応してまいりたいと思っております。具体的な、どこに線があるかという点について

は政府委員からひとつ答弁させたいと思います。
○加藤(良)政府委員 FIRが委員御指摘のような位置に引かれているという事実は私たちがも承認いたしております。そして、この防空識別圏あるいはFIR、この法的性格というものについては、ただいま外務大臣から答弁申し上げたとおりでございます。

なお、私どもといたしましてはかねてこの件については問題意識を有しておりまして、例えば平成五年三月二十三日に、政府関係者、これは内閣の外交審議室、外務省のアジア局の関係者でございますが、実際に与那国町へ赴きましてヒアリングを行った経緯もござります。

そういうことで全く事実関係として申し上げれば、過去においていわゆる台湾からスクランブルがかけられたということはほとんどないわけでございますが、特にここ数年は、与那国に離着陸する我が方の航空機に対してスクランブルがかけられたことは無い、こういう事実があるということを一言申し添えさせていただきます。

○前原委員 最近、私の持っている資料でもスクランブル発進とかはございませぬが、そういう事実は過去にもございませぬし、また、与那国飛行場が新たな飛行機を導入して、そして進入経路を変えろというふうなことになるれば、この点の見直しというは出てくるわけですね。

私も専門的なことはよくわからなかつたんですが、運輸大臣に御答弁いただきたいんですけども、VOR・DMEを使用しての進入の実現というものを求められているということでございますが、それについての可能性があるかどうか、運輸大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

○黒野政府委員 与那国空港につきましては、現在でもVOR・DMEを使いまして安全な運航をしております。

少なくとも、今問題になっている件に関連いたしまして航空の安全に支障を及ぼしていることは一切ございません。

○前原委員 すべての問題を含めて今後は非政府

間の実務上の関係というものに取り組むべきである、また、そういう御答弁だったと思ひます。全体の日本と台湾の問題について、私は持論も踏まえましてちょっとお話をしたいと思ひます。あります。今まで、中国との兼ね合いで台湾へ対しての遠慮というものが私は非常にあったんではないかと思ひます。また、台湾というものを重視するといわゆる反北京だとか、あるいは、中国との関係を重視する余り反台湾だとか、こういう二元論というのは全くおかしいと思ひます。他国との関係というのは、あくまでも我が国の利益をどのように実現していくかといったことで、そして、それに伴って問題が対処されなくては行けないし、それは別に親台派とか親中派とかそういう自分で色分けをしようと思ひませぬし、そういうことはナンセンスだと思ひます。そういふ観点で台湾との関係というか交渉というか、その実務上の窓口、パイプというものをもっともっと太くしていくべきではないかと思ひ思っているところであります。

一つの資料として申し上げたいんであります。G7の中で、台湾と国交のない主要国が台湾に訪問しているケースというのはたくさんあります。カナダの鉱業資源大臣とか運輸大臣、運輸大臣は二回、過去四年間で行かれております。また、オーストラリアも貿易大臣がこの四年間、過去二回台湾に訪問をしております。アメリカも一九九四年に運輸長官が訪問をしております。ドイツも経済大臣が台湾を訪問しているということなんです。

要は、国交のない国であっても、みずからの国の利害関係の絡むことについては、大臣が台湾に訪問して話をしているという経緯がほかのG7の国でもあるわけですね。外務大臣が行かれるとか、ましてや総理が行かれるとか、これは、私は、今の中国との関係では無理だし、それはすべきではないと思ひますけれども、しかし、こういう実際の問題が起きてくることについて、やはりもっともっと、中国のことを気にせずに、これは利益と

いう観点から、このG7のほかの国々がしているように、日本ももうちょっと大胆に、そしてみずからの主義主張を私はずべきではないかと思ひます。特に今大きな支障が生じているとは思ひませぬけれども、そういうことのないように今後とも配慮してまいりたい。

そして、今各国の対応についていろいろお話がございましたけれども、我が国の場合には、交流協会、そして先方の重東関係協会でございますね、そのルートで必要な場合にはいろいろ実務的に相談もして、対応もしている、そういうたぐいの仕組みもござりますので、そういうたぐいのルートも十分に活用しながら今後とも実務関係が安定的に推移するように配慮してまいりたい、こう考えている次第でございます。

○前原委員 実務的なレベルで話がつく問題とつかない問題があると思ひます。実務者レベルではあるけれども正式な政府との関係を持たないということ、しかし日本国益にかかわる問題で、じゃ、実務者レベルで詰められなかつたらどうするんだということについては、私は、やはりある程度幅を持たせて、その点についてはもっともっと前向きに取り組むべきだと思ひます。その点については後の質問と絡めて要望をさせていただきます。

時間も余り残っておりませんので、台湾の問題をもう少し詰まさせていただきますと思ひます。台湾は沖繩を日本の領土と認めていないというのであります。いわゆる琉球という呼び方をしております。琉球はその領海に対する日本の主権を認めていないというふうなことが正式な台湾の外交部のスポークスマンの口から出てくるわけですね。それによって、先ほど申し上げた漁業の問題あるいは防空識別圏あるいは制限空域というふうなものが出てきているんだと思ひます。

やはり、こういったことを考えると、確かに日中の関係、そしてそれで交わされた原則というのは今後も尊重し、継続していかなきゃいけないと思ひます。先ほど申し上げたように、実務上でそういう問題が詰められなくて日本国民の利益というものを害される場合、一体どういう対応、政府として責任を持つのかといったことについて、再度御答弁をいただきたいと思ひます。

○池田國務大臣 たいま委員御指摘の点につきまして、台湾の立場でございませぬけれども、これは一九七一年に台湾がその立場を明らかにしたことがござります。その際その主張というのは、沖繩群島の帰属については、カイロ宣言、ポツダム宣言に基づいて主要同盟国の協議の上決定すべきものであった、それにもかかわらず、米國がそういうたぐいの協議を経ずに沖繩を日本に返還したことは不満だ、そういうたぐいの立場を表明したことがござります。その後、昨年外務部のスポークスマンが記者の質問に答えて、これは台湾の警備艦が日本の、我が国の領海に入った、そういうたぐいのケースをどう考えるのかという質問に答えて、それは領海侵犯に当たらないんだ、先ほども言われたような基本的な姿勢を踏まえてございませぬが、そういうたぐいのことを答えた、こういうことがござります。

その際には、どうなんだということを確かめまして、これは記者の質問に答えたもので

あつて決して外交部としての正式の声明というものではないんだ、そういうふうな説明があつたところでございます。

いずれにいたしましても、我が国といたしましては、沖繩が我が国の領土であるという事は、これはもう論をまたないところでございまして、沖繩の帰属をめぐる争いが生ずることはないと思つておる次第でございます。

○前原委員 時間も参りましたので、簡単に、最後、一言だけで御答弁いただきたいと思つた。今回民主的な方法で李登輝總統が選ばれたわけでありまして、今までの経緯として、なぜ李登輝總統の訪日に対する入国許可をおろさなかつたのかという点と、それから、今後もしやういふ方針については変わらぬのか、その点について政府の現在のお考え方を御聞かせいただいで、私の質問を終わりたいと思つておる次第でございます。

○池田國務大臣 ただいま李登輝氏の訪日の計画があるとは承知しておりません。

いずれにいたしましても、我が国といたしましては、日中共同声明を堅持して、先ほど申しましたような日台間の関係の基本的な枠組みというものを前提としながら今後対応してまいりたい、こう考へる次第でございます。

○前原委員 終わります。

〔閣谷委員長退席、松前委員長着席〕

○松前委員長 石橋大吉君。

○石橋(入)委員 総理大臣、連日何かと大変御苦勞さまでございます。

私は総理の出身の岡山県と背中合わせみたいになつておる島根県の選出でありますので、竹島が島根県の所屬になつておりますから、きょうは非常に限られた時間でもありますので竹島問題に絞つて何か質問をさせていただきます、こう思つておる次第でございます。

最初に三月二日のアジア欧州首脳会議における総理と金泳三大統領との間の確認というか、合意事項に関連して見解をお尋ねしたい、こう思つておる次第でございます。

私の手元には新聞ぐらゐしかありませんので三月三日の朝日新聞の記事を材料にして総理の見解を承りたいと思つておる次第でございます。

と、「アジア欧州首脳会議を終えた橋本龍太郎首相は二日午後五時から、バンコクのホテルで、韓国の金泳三大統領と首相就任後初めて、一時間半近く会談した。そこで、これらが大事なことであるが、「首相は、国連海洋法条約批准に向けて、日韓の争点として再燃している竹島(韓国名、独島)領有権問題について、「両国間に緊張が醸成され、国民感情に影響を及ぼしていることを憂慮している。日韓関係への否定的影響は避けたい」と表明。領土問題を当面棚上げし、新たな漁業秩序の作りに向け、実務的協議を開始するよう提案した。」これに対する金泳三大統領は、「排他的経済水域の設定問題は領土問題と関係がないという前提の下で協議していくことが好ましい」と賛意を表し、水域の境界画定や新たな漁業協定の協議を外交・水産当局者間で始めることに合意した。」というふうな報じられておるわけでございます。

この記事がどこまで正確なものであつて、ちよつと当事者ではありませんのでわかりませんが、これに関連して二、三、以下質問したいと思つておる次第でございます。

まず一つは、首相の、領土問題は当面棚上げする、大統領の、排他的経済水域の設定は領土問題と関係がないという点の意図はどういうことを意味するの、これが一つです。

私の考へるところでは、排他的経済水域の設定にしても漁業水域の設定にしても、スタートラインは領海基線でありまして、この領海基線は当然のこと、領土と不可分のものとして切り離すことはできない、こういうふうな思つておるわけでございます。

それが竹島問題に限つて無関係ということは、今回の排他的経済水域の設定、いわゆる海洋法の全面設定、全面適用という原則との関係でどういふことになるのか、これが一つです。

二つ目は、この際、領土権の帰属問題はさておいて、何らかの便法、方法でもって経済水域や漁業水域の設定を協議する中で、竹島問題、領土問題抜きに双方円満に解決すべき方法あるいは具体策があると思つておる次第でございます。

どういふものが考へられていたのか、これが二つ目。

三つ目の問題は、この新聞記事には「当面」という形容詞がついておるわけですが、この「当面」ということの意味がかなり重要な意味を持つておるのかな、こういうふうな感じもするわけでございます。

軽意味で言うのと、とりあえず入り口だけは棚上げだ、しかし避けて通るわけにはいかないから、交渉が詰まつた段階では当然竹島問題も一定の議論の俎上にのせる、こういう意味での「当面」なのか。あるいは、今度の海洋法条約批准に伴う排他的経済水域や漁業水域の設定に関する交渉全般を通じて棚上げする、不問に付す、こういう意味の「当面」なのか。

この辺、以上三点について、総理の見解をまず念のため御聞かせをいただきたい、こう思つておる次第でございます。

○橋本内閣総理大臣 誤解を避けましたために、そのときの速記そのものを冒頭読み上げることをお許しをいただきたいと思います。他の部分は省きます。竹島に関する部分だけ読み上げます。

まず私の方から、竹島の問題で両国間の緊張が醸成され、これが両国民の感情に影響を及ぼすのを見て憂慮している。日韓両国は隣国として竹島以外にもお互いに協議する問題がたくさんあるし、両国関係の持続的発展は両国政府及び国民にとり非常に重要である。御承知のように、竹島問題については日本政府の立場は一貫している。日韓両国が新たな海洋秩序を構築する国連海洋法条約の締約国となることによつて、両国関係が悪化するようなことがあってはならない。したがつて、日韓両国が国連海洋法条約の批准に伴つてとる措置が、竹島に関するそれぞれの立場に影響を及ぼすものではないことを前提条件とした。これにより、国連海洋法条約批准の

問題が日韓関係に否定的影響を及ぼすことを回避したい。その上で両国間で排他的経済水域の境界画定につき協議を行うこととしたい。これが私の発言であります。

これに対して金泳三大統領が述べられましたのが、

独島は歴史的にも国際法上も韓国の領土であることが明らかであり、現在韓国が実効的に領有していることを明らかにしたい。日本側が、日本の独島領有権を主張しているのは我が国としては容認できないし、非常に遺憾に思う。韓日両国関係の発展のためには、領土の尊重が原則的かつ重要な問題であるから、これに対して明確な認識が必要であると思つておる。

総理が言われたBEGの設定問題はこれが領土問題とは関係ないという前提の下で、両国外交当局間で協議していくのがよいと思つておる。これに対して私の方から、大統領の言われた通り、排他的経済水域の境界策定作業については、早急に協議を始めた

日韓漁業協定交渉については、まずは水産当局者間において協議を行うべく調整中であるが、本件は早急に結論を得ることにつき国内より強い圧力がある。可能な限り双方が満足できる結論を早急に得るためには、精力的に交渉を進めていく必要があるもので、韓国側の協力をお願いしたい。

これに対して大統領は、

そういう方向で対処していきましよう。という返事をされたということでありまして、ですから、まず冒頭私から申し上げておきたいことは、どこの報道でもありますが、当面棚上げするといった言葉を一度も使つておりません。今読み上げましたものがそのとおりのものでございます。

そして、これに対してどういふふうなまとめをされたのか、私はマスコミの報道自身はわかりませんが、これはまさに国連海洋法条約の批准に

伴って生じ得る問題、いろいろなものがあると思
いますけれども、竹島の領有権に係る問題とは切
り離して協議するという合意であります。

問題を取り離すということは、一方におきまし
て、竹島問題については今後とも両国間で平和
的な解決を図るべく外交努力を重ねていきます。
他方において、排他的経済水域の境界画定につ
いては、韓国との協議の中で、国連海洋法条約の趣
旨を踏まえながら、双方にとって受け入れ可能な
合意を達成するように鋭意努力することによ
ります。

政府として、竹島問題については、その解決のた
めの努力を行わずに放置するというような意味で
棚上げを図るつもりはない、まずこれが第一点で
あります。そして、双方の問題について解決の努
力をそれぞれ鋭意図っていくということでありま
すし、私は、金大統領の発言もそのまま私は受け
とめ、同じような考え方で同意をしていただいた
と考えております。

また、こうした交渉が開始されました場合に
ける対処の方針というものは、これは大変恐縮で
ありますけれども、相手もあることであります。
現時点で申し上げることは差し控えていただ
きたい。これは、我々としてはお許しをぜひ国会
にもいただきたいと思います。

そしてまた、棚上げするという言葉を使ってお
りませんので、議員から今確認をされ、それはと
りあえずか、あるいは全体かというようなお話が
ございましたけれども、棚上げするという発言自
体をいたしておりませんので、その点はどうぞ誤
解のないようにお願いを申し上げます。

○石橋(大)委員 これだけでもう半分時間がなく
なってしまうましたけれども、いや、総理大臣が
悪いわけじゃないんですよ、質問時間が全体に制
限されておりました。

棚上げをすると言ったことはない、交渉の中で
とりあえず切り離して扱おうけれども、竹島の領有
権問題については引き続き日韓の間で交渉を重ね

ながら解決をしていく、こういうことですが、も
う一つ、差し当たっての排他的経済水域や漁業水
域の設定との関係でどうなるのかということも
う少し、ちょっとわからぬのです。次の質問との
関係がありますから、次の質問である程度その辺
を明確にすることができかな、こういうふう
に思いますから、時間もありませんから、次の質問
をさせていただきますか、お願いします。

それは、竹島問題と二百海里の海の線引きをど
うするか。ひょっとしたら今の総理の最後のとこ
ろと関係して、答えられないというふうな質問か
もしませんが、これは外務大臣に質問しますか
ら。

今棚上げという言葉は使ったことがないとい
うことですから、それは一応そのように受けとめて
おきます。どっちにしても、竹島問題を中心とし
て、海の境界線の引き方をどうするかということ
は非常に重大な関心事であります、大きな問題
点でもあろう。特に、東経百三十五度以降の山陰
沖など日本海沿岸は、七七年の暫定水域からの対
象外にされておたというふうなこともありまし
て、この際何としても海洋法の設定をしてほし
い、こういう切なる要望もあるわけでありまし
す。

そういう意味で質問しますが、世界には資源を
めぐる大陸棚、海底分割などが漁業水域、海面の
設定などに多くの線引きの事例があると思うので
す。海洋法の経済水域は漁業と資源を合わせた線
引きであります、日韓のように異なる境界線を
主張した例も多い、こういうふうな言われている
わけであり、しかし、多くは二国間協定や国
際司法裁判所の判決などで解決され、それなりに
国際的にはノウハウも蓄積されているというふう
に言われているわけですが、その一つの方法は島
の存在を無視して線引きをする方法だ、こう言わ
れているわけですね。

今総理にお尋ねしたことの延長線で申し上げる
と、排他的経済水域や漁業水域の設定に当たっ
て、領土問題としての竹島問題を棚上げする――
棚上げという言葉はないと言われましたが、一応

ながら解決をしていく、こういうことですが、も
う一つ、差し当たっての排他的経済水域や漁業水
域の設定との関係でどうなるのかということも
う少し、ちょっとわからぬのです。次の質問との
関係がありますから、次の質問である程度その辺
を明確にすることができかな、こういうふう
に思いますから、時間もありませんから、次の質問
をさせていただきますか、お願いします。

棚上げする、すなわち、日韓双方とも竹島という
島は存在しない、こういうことで問題を解決する
ということであれば、ここで島の存在を無視して
線引きをするということになると思うのです。
そうすると、具体的には隠岐島と韓国の鬱陵島と
の中間に線を引くということになる。その場合に
は、竹島は韓国の経済水域に入るのではない、か
ういふふうな感じもするわけですが、この点ま
ず一つどうかということ。

それから二つ目は、日韓双方が竹島を基点にし
て、両方とも領有権を主張しておるわけですが
ら、それを基点にして排他的経済水域の線を引
く、いわば二重の線を引くということになるわけ
ですが、そして経済水域が重複しても国際法上
余り問題はない、こういうふうな言われています
し、資源開発や収益の配分については別途また両
国で交渉して、協定なりなんなりをつくって、そ
れでちゃんとやるというやり方がある、こういう
ふうな言われているわけですね。

北方領土周辺の口の二百海里境界線が大体そ
ういう重複水域になっておって、日ソ地先沖台漁
業協定を締結して、そこではお互いに水域内での
操業を認め合、この協定のおおきな規定もいず
れの政府の立場または見解を書きさない、領土問題
には関係ない、こういうことだろうと思うので
す。こういう形で領土問題を当面の海域の設定か
ら除外して話を進める、合意を形成する、こう
いうやり方、二つぐらいありますが、海洋法上はその
ほかにも共同管理というふうな言葉もあるわけだ
が、この辺、具体的にどういふふうな扱われよう
としていいのか、外務大臣の見解を承っておき
たいと思います。

○池田国務大臣 先ほど総理から明確に御答弁申
し上げましたように、我が国は、領土問題を棚上
げするのではなくて、切り離して、日韓それぞれ
の立場に影響をすることなく話し合っている、こ
ういふことをごさいます。そして現在、EEZ
Zの境界面定交渉をなるべく早く開始しようとい
うことで、実は、四月三十日に行いました日韓外

相会議で合意しておりますので、その早期交渉開
始に向けて調整の真つただ中でございます。そう
いうなかでございまして、先ほど総理からも
御答弁ございましたが、恐縮でございますが、現
段階でこれからの交渉の対処方針を申し上げるの
はお許しいただきたいのでございます。
ただ、今委員御指摘のように、いろいろな知恵
がある、またいろいろの例があるのは御指摘のと
おりでございます。しかし、現段階で、そうい
ったものを含めまして我が国としてどういふふう
に対応するかはひとつお許しいただきたいと存じま
す。

最後にもう一つ、一点だけ。せつかくの機会
で、竹島の領有権問題の帰属について外務大
臣に一言、予定した質問をちょっと省きますが、
それだけちょっとお聞きをしたいのです。
要するに、一九五二年以来、最近に至っては韓
国は竹島に軍隊を駐留させたりしているわけだ
から、実効支配というか、むしろ不法占拠と言っ
てもいい状態ではないか、こう思うのです。こう
いう状態を放置しておく――外務省の立場から
すると、事あるごとに抗議をしておるわけだから
置をしておるわけではない、こういう答えが出て
くることは予想されますが、しかし、そういう抗
議だけではやはり弱いんじゃないか。このまま韓
国の軍事的な占拠状態がずっと続く、やがては
事実の持つ既判力というか、そういうことによ
って、フォークランド諸島におけるイギリスとアル
ゼンチンとの関係みたいに、やがて国際的に竹島
は韓国の領土として認められる、そういう結果を
招きたくないかと非常に心配をしております。

す。そういうことがないようにひとつできるだけ早く解決をしてほしい、こう思いますが、その点について一言で結構です。

○池田内閣大臣 国際法上実効的な支配が確立するためには、国家活動が平穩かつ継続的に行われることが必要だ、こういうことになっておりまして、これは、他国から例えば抗議等があった場合には平穩かつ継続的に行われていることにはならず、竹島の問題については機会のあることにとり、我が方は我が方の立場を申し入れておるわけでございまして、韓国のいわゆる実効的な支配が既に確立しているとかあるいは確立するということはない、こういうふうな考えるところでござい

○石橋(大)委員 時間が参りましたから、残念ですが、これで終わります。どうもありがとうございます。

○松前委員長退席、関谷委員長着席

○関谷委員長 東祥三君。

○東(祥)委員 新進党の東祥三でございます。おはようございます。

海洋法条約の審査に入ります前に、これは質問事項として投げかけていないこととございまして、昨日来から各種報道機関におきまして、朝鮮半島で何か起こっているのではないのか、朝鮮民主主義人民共和国からミグ19の戦闘機に乗った空軍大尉が韓国に亡命してきたことに関して、報道機関で報道されている以上の情報をお持ちでしょうか、総理。そしてまた、現在どのような状況になっているのか、その点について把握されている情報がありましたら、開陳願いたいと思っております。

○橋本内閣総理大臣 現時点におきましては、大體報道をされております以上の細かいものはございませぬ。と申しますのは、昨日から、亡命という認定のもとに御本人に対し事情聴取が継続をいたしております。そして、その事情聴取がある程度時間を要するというものでありまして、その内容等、途中の部分につきましては連絡はござい

ません。また、軍事的な意味での半島における緊張感がこれによって高まったという情報もございませぬ。

ただ、むしろその意味では、昨日北朝鮮側の艦艇による越境の問題がございました。そして、そういう全体を私どもとしては極めて注視はいたしております。しかし、御指摘の部分につきましては、現在の時点におきましては、報道されている以上の詳細はないというのが事実であります。

○東(祥)委員 それでは、海洋法条約の問題に移らせていただきます。

海洋法条約批准に際しましては、排他的経済水域の設定をし、さらにまた、大陸棚の境界を画定する必要がある。他方、それと同時に韓国、ロシアとの漁業協定交渉にも入らなければならぬ。一部、現在入っているわけでございしますが、この漁業権の問題に関しては極めて日本の利益に伴う問題である。

そういう意味におきまして、今まで総理、そしてまた外務大臣の方からこれらの問題に当たっての方針なるものが答弁として出てきたわけですが、これも、どうも不鮮明である。排他的経済水域の設定の問題、そしてまた大陸棚の境界線などのように引くのか。何が不明瞭な点になっているかといえ、その最大の要素は、領土問題をどのように位置づけるか、ここに帰着するのだからというふうに思います。

当然、日韓、日中というこの二国間関係をとらえた場合、極めて長い歴史的な経緯があり、そしてまた今日における友好関係が確立されているわけでございます。したがって、そのような二国間関係の現状をどのように位置づけるのか。その上で、この二国間にある問題、とりわけ韓国との間にある竹島問題という領土問題をどのように位置づければいいの。

領土問題はまさに主権の一部でございますし、そういう意味においては、安易なる妥協をすることはできないだろうと思っております。妥協するためには、それなりの原則が明確になければならぬ

い。しかし、さはさりながら、二国間関係に決定的な影響を与えるような状況になっていいものかどうか、これも判断しなければならぬ重要なポイントなのだろう、このように思います。

そういう意味におきまして、とりわけ竹島問題に関して、日韓関係の今日の状況を踏まえた上で、日韓関係の友好関係を踏まえた上で領土問題というのをどういうふうな位置づけるのか。まずそこから総理、そしてまた補足で外務大臣の御発言があればいいと思っております。

○橋本内閣総理大臣 まず、先ほど本委員会におきまして、三月二日に行いました日韓首脳会議におけるこの竹島に関連する部分についての発言は、もう二度とここで繰り返す必要はなからうと存じます。

そして、その席上でも、私は竹島問題についての日本政府の立場は一貫しているということを明確に述べた上で、この国連海洋法条約の批准に伴って生じ得るさまざまな問題というものは領有権に係る問題とは切り離して協議していこうということをお願い、韓国側もこれに同意をされました。

御承知のように、この会談の当時というものは、日韓関係は竹島の領有権問題をめぐる状況の中で大変厳しい状況になっておりました。しかし、一方で我々は、例えば北朝鮮の核開発の問題に伴いまして今進めておりますKEDOの問題、あるいはそのほかにも協議すべき問題を多数抱えておるわけでありまして、議員も今お話しになりましたように、両国関係を持続的に発展させていくということは、私は両国の政府にとりまして、また両国の国民にとりまして非常に大切なことだと考えております。幸いに韓国側も同様の認識を持たれましたので、この領有権問題と竹島の問題とは切り離してということで合意をすることができました。

しかし、この問題を切り離すということは、これは当然のことながら、一方において竹島問題については今後とも平和的な解決を図るべく外交的な努力を重ねていくこととあります。そして一方では、排他的経済水域の境界画定については、韓国との間で協議をしながら、海洋法条約というものの趣旨を踏まえた双方の受け入れ可能な合意というものを達成するようにお互いが努力をするというところでございまして、

ですから、先ほども申し上げたことでありますけれども、我々は竹島問題について解決への努力を行わない、ほっておくというのではございません。この点はどうぞ誤解のないようにお願いを申し上げます。

しかし、今韓国と日本というものを考えましたとき、一つはまず、例に引きまされたようにKEDOの問題がございまして、また、先般クリントン大統領と金泳三大統領から呼びかけの行われました、何らの前提なしに北朝鮮及び中国を加えた四カ国会談というものが提案をされ、これに対して北朝鮮側の回答を米韓両国は待つておられるという状況にあると思っております。

私は、この声明が出された時点で、日本政府としてはこの方向を非常に強く支持したい、そして、その中でその四方国の隔意ない話したいものの中から朝鮮半島における永続的な平和というものが芽生えることを強く期待するし、その中において我々が果たすべき役割があればこれにいつでも応ずる用意はありますというのを表明し、この状況を見据えているというのが今の状況であります。

この四国会談を進めていくという一点をとりましても、我々は緊密な連絡を必要とする関係にあるわけでありまして、竹島の領有権問題をめぐって両国の国論が感情的になることを私は本心に好んでおりませぬ。

○東(祥)委員 再三再四総理が御答弁してくださっているそのことの意味を私なりに理解させていただければ、竹島の領有権問題は排他的経済水域の画定あるいはまた大陸棚の境界線を設定するに当たっての問題と切り離して考える、そういう

ついでには今後とも平和的な解決を図るべく外交的な努力を重ねていくこととあります。そして一方では、排他的経済水域の境界画定については、韓国との間で協議をしながら、海洋法条約というものの趣旨を踏まえた双方の受け入れ可能な合意というものを達成するようにお互いが努力をするというところでございまして、

ですから、先ほども申し上げたことでありますけれども、我々は竹島問題について解決への努力を行わない、ほっておくというのではございません。この点はどうぞ誤解のないようにお願いを申し上げます。

しかし、今韓国と日本というものを考えましたとき、一つはまず、例に引きまされたようにKEDOの問題がございまして、また、先般クリントン大統領と金泳三大統領から呼びかけの行われました、何らの前提なしに北朝鮮及び中国を加えた四カ国会談というものが提案をされ、これに対して北朝鮮側の回答を米韓両国は待つておられるという状況にあると思っております。

私は、この声明が出された時点で、日本政府としてはこの方向を非常に強く支持したい、そして、その中でその四方国の隔意ない話したいものの中から朝鮮半島における永続的な平和というものが芽生えることを強く期待するし、その中において我々が果たすべき役割があればこれにいつでも応ずる用意はありますというのを表明し、この状況を見据えているというのが今の状況であります。

ふりに理解してよろしいですか。

○橋本内閣総理大臣 仮にこの問題を竹島の帰属を決定することから始めようとした場合に、どれだけ時間を将来に対して必要とするでしょう。

現実には、第二次世界大戦後五十一年既に時間が経過をいたしました。そして、今日に至りましても、この帰属につきましては両国の主張は対立したままであります。その対立した主張から境界面定作業にかかると、あるいは漁業交渉にかかるとするならば、私はこれは本当にいつまで時間がかかるものか見当が付きません。しかも、その間に私は感情的な対立も非常に険しいものになるだろうと思っております。それは私はとるべき手法ではないと思っております。議員が御理解いただきましたような考え方で私自身も恐らく違ひはないのだと思っております。

○東(祥)委員 そうしますと、どこまで詰められるかどうかかわからないのですけれども、排他的経済水域の画定、さらにまた大陸棚の境界を画定するに当たって、この竹島の領有権問題とこの問題を数学でいえば外生変数扱いすることができると。内生変数だと、絡まってきちゃうわけですね。もし外生変数だとすると、現在竹島領有権問題というものは存在するのですけれども、存在しないところとえたと上でこの排他的経済水域の問題、大陸棚の境界を設定する、こういうアプローチになってくるのじゃないでしょうか。どうでしょうか。余り詰めた方がいいのでしょうか。

○池田国務大臣 私も外生変数、内生変数、余りその辺は詳しくないのであれでございしますが、先ほど来総理が御答弁なさいましたように、竹島の領有権の問題と排他的経済水域の問題を切り離して交渉しようというので、話し合うということでご日韓間で合意があるわけでございます。

したがって、この切り離しというのは、排他的経済水域の結論がどうなるにしても、そのことが竹島をめぐるそれぞれの立場に影響するものではない、そういう合意である。こういうふうにお考えいただければいいと思っております。

○東(祥)委員 内生変数扱いしますとどういふことになるかという点、日本は竹島を基線にしてウルン島との間に中間線を引くということになります。さらにまた、韓国側から見れば、竹島の領有権を内生変数としてとらえれば、竹島として隠岐との間の中間線を引くということになります。外生変数としてとらえれば、竹島の領有権、この問題はおいておくわけですから、あるのですけれどもない扱いにするわけですね。そうすると、隠岐とウルンとの間に中間線を引く、こういうことになるわけですね。

○池田国務大臣 今回の委員の御指摘は、領有権の方を変数としてお考えになるわけですから、排他的経済水域の決定の方が領有権の方の言ってみれば関数になっている、変数と関数になっている。そういうお考えでございますが、私が先ほど御答弁したのは、それを逆転して御答弁したつもりでございます。

逆で、排他的経済水域についての合意あるいは決定がどういふ形になったとしても、そのことが領有権についてのそれぞれの立場を害する、あるいはそれに影響するものではない、そういうふうにお申し上げた、関数と変数の関係を逆転してお答えしたつもりでございます。

○東(祥)委員 それでは一つ一つ聞いてまいりませう。韓国との間で、排他的経済水域設定に当たって我が国は竹島を基線とするのですか、どうなのですか。

○池田国務大臣 先ほだ他の委員の御質問にもお答え申し上げましたけれども、この問題につきましては四月三十日の外相会談で行われまして、今文字どおり協議開始に向かっている作業を進めているところでございます。

したがって、協議が始まった段階で一体どういふふうなことになるのか、あるいは我が国としてどういふ立場を主張するかという点は、恐縮ながらございしますが、現段階ということ、またこの協議が当然のことながら相手もございまして、相手もまた非常に難しいいろいろな事情を勘案しなくてはならないという立場にある。我々もそういう面では同じような事情を抱えているわけでございますので、現段階でどういふふうな協議に対応するかという具体的な点については、ちょっと答弁を差し控えることをお許しいただきたいと存じます。

○東(祥)委員 そうであるとする、苦しいお立場にあるというのには僕はよくわかります、外交交渉ですから。手のうちをさらけ出すことはできません。

ただ、総理が言われる領有権問題を切り離すという意味は、そういうふうな一つはとれるということ、つまり外生変数扱いして理解することができるといふこと、そしてもう一つは、領有権問題は両国間にあるのだけれども、領有権の問題を議論したとしても、つまり排他的経済水域を議論したとしても、つまり排他的経済水域を議論するに当たって領有権の問題を切り離すか切り離さないか、これしかないわけですから。

切り離して考えられるとするならば、竹島問題というものは存在するのだけれども存在しないとしてとらえるか、存在するとするならば、この竹島の領有権問題を前提にして議論したとしても、今二国間にわたる一つの大きな問題として二国間には影響を与えない問題ですよ、そういうところまで合意されているかと、二つしかないわけですね。だから、総理の答弁を聞いてみると切り離す切り離すということをおっしゃっていますし、また外務大臣の御答弁を聞いても切り離すと

言っている。

ただ、僕は、詰めていくとそれは外交交渉の問題ですから、この問題は差し控えてくださいということを言っているとすると、結局竹島とウルンとの間の中間線を引くということも前提にあって議論されている。また、議論される前提に

このことを持っているといふとするならば、今この問題を先に出してしまおうと、交渉事になってしまおうのでそれは言えない。そうするとわからないわけですよ、基本方針はあるというふうに言っていたとしても、どこに原則があつて、何を交渉しようとして、どういふ結果を得ようとするのかということ、それがわからなくなってしまう。それを私は申し上げているのです。

したがって、外生変数なら外生変数で、領有権がどちらに帰属するかということは今ここで争っているならば、当然二国間の全体的な関係に影響を与えてくる。そのみならず、排他的経済水域の境界画定にも影響を与えてしまう。したがって、今のあるがままを一つの前提として、まさに外生変数として直接かかわり合ひないものとして考えるわけですね。それを基本方針にして考えているということ、それを言ってくださるならば、頭の悪い私もクリアカットに整理することができるといふことですね。

○加藤(良)政府委員 総理が既に繰り返して御答弁されております趣旨、すなわち切り離しということとは、領土問題については領土問題の文脈においてこれまでのように粘り強く対応を続けていくということであり、それから経済水域の境界画定の問題につきましては海洋法条約、これに従いまして日韓双方が満足のいく解決を見出そう、そのための交渉を続けよう、こういうことであろうと思っております。

そして、海洋法条約の文脈と申しますものは、境界画定は衡平な解決、エクイタブルな解決を達成するために国際法に基づいて合意を行うということでございますから、この部分についてどういふアイデア、具体的な考え方というものがあつて、その中身がどうなるかということ、これはその交渉の中心に入るといふことに加えて、やはりいろいろな考え方があるかということ、外生変数

でございますか、内生変数

数でございますか、今委員がおっしゃられたような仕切りで一刀兩断にできるということでは必ずしもないと思います。

○東(祥)委員 外交交渉というのはそんなに簡単なものではないと思ふよ、そういうふうには教えてくれているのだらうと思ふよ。

ただ、問題は、煙に巻かれたということなのだろうと思ふますが、当然、排他的経済水域の設定に当たって竹島を基線として交渉に臨む、こういう要素もある。さらにまた、韓国側も竹島を基線として中間線を引いてくる。だから、これに対してちゃんと対処する準備はできている。さらにまた、先ほど局長が言われたとおり一刀兩断ではないというわけですから、いろいろなバリエーションがある。そして、それを考慮した上で、日本の利益にとって、利益がそがれないように、そういうふうにはちゃんと臨む、そういう青写真を持っていくということですか、外務大臣。

○池田田務大臣 これからの交渉事でございますからなんでもございませうけれども、合意を得る道といたしましよか、また合意される答えというものはいろいろなケースがあるのだと思ふます。そしてまた、それを理論づける、あるいはそれを説明する仕方にもいろいろなことがあると思ふます。そういう中では、当然委員御指摘のようなこともあり得るのだと思ふます。

ただ、現在の段階で、具体的にどういった理論あるいは立論の上に立って対応するかということはお許しただきたいと申し上げているわけでございますが、我が国といたしましては当然、委員御指摘のように、我が国としての利益というものを大切にあらゆる交渉に臨んでいくということとは論をまたないところでございませう。ただ、そういう交渉を踏まえまして韓国との間に合意に達した際には、そのことが、例えば排他的経済水域に関する合意というものが竹島をめぐる両国のそれぞれの立場に影響を与えるものではない、こういうことも合意されているわけでございます。

○東(祥)委員 総理、大統領とお会いしたときに、交渉ですから、当然交渉過程がすべて密室の中で行われるということは今の世の中であり得ないですね。交渉過程の中で当然その情報というものは漏れてきてしまふよ、それで、大統領との話の中で当然、この海洋法条約批准に当たったのもろもろの、排他的経済水域の問題あるいは大陸棚の問題、こういう問題に関してある一定の形を整えなくては行けない、それを前提として僕らは会談されているのだらうというふうには思ふます。そのときに、どうしても領有権の問題というのが余りにも先鋭化してしまふよ、その上にある、下にあるのかよくわかりませんが、両国の二国間関係にひょっとして何らかの傷を残してしまふよかもわからない、大統領、何とかしてそれがないようにしたいですね、多分そういう趣旨の会談が僕らに行われたのだらうと思ふます。

したがって、この排他的経済水域の境界を画定する場合、大陸棚の境界を画定する場合、当然これを避けて通ることはできないわけですから、だからどんなことがあつたとしても一切二国間関係には影響ないように、こういう強い信頼関係に結ばれた会談だったのかどうなのか。そうであるとするならば、多分私がやっている質問というのはある意味で意味のない質問になつてくるのかな、こういうふうには思ふますが、どうなんでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 必要ならばそのときのやりとりをもう一度読み上げて結構でありますけれども、大統領と、先ほど委員が聞いておられましたような、この竹島に関連する問題について、漁業協定及び排他的経済水域の設定についての問答をいたしました。

そのときの客観的な情勢は、むしろ既に竹島の領有権の問題をめぐって韓国側の世論が非常に高ぶっている状況の中で、韓国側としては日韓首脳会談を行うこと自体に疑問符を呈せられるようなマスコミの報道もある時期でありました。また日本のマスコミの中でも、果たして日韓首脳会談が

行えるのかどうかに対して疑問符を呈しておられる状況でありました。

その中で、冷静な話し合いのできる状況をつくり出すために私は努力はいたしたつもりでありました。そして一応それなりに円満な関係はつくり上げたと思つておりますし、事実その後における例えはKEDOの問題等々に関連し行われております日韓あるいは日米韓それぞれ話し合いというものは円滑に動いております。また、四方国会談というものは米韓両国の大統領の共同会見に対する日本側のいち早く支持声明についても非常に好感を持って受け入れられております。

しかし私は、それで完全に日韓関係が一〇〇%の信頼関係に立っている、例え竹島問題をオーブンに議論をして何ら両国民の間に感情的な高まりが出てこないと言ひ切れるほどの自信を残念ながら持つてはおりませぬ。むしろ両国の政府関係者は、こうした双方の国民感情というものに常に配慮をしつつ、同時にそれぞれの問題における相手側の立場にも理解を持ちながら自国の利益を追求していくような話し合いの努力が必要、私はそう考へております。

○東(祥)委員 ここに、島根県が昭和四十年に出しております、田村清三郎さんの著作になる「島根県竹島の新研究」というのがあります。昭和四十年に出て、そしてこれは復刻版として今すぐくベストセラーになつていふやうです。ここにはまさに私が知らなかつたいわゆる竹島問題の経過、そしてまた現在、韓国がどのようなことを主張されているのか、それに対してどのような根拠のある批判ができるのか、十分なる研究がなされております。そういう意味で、ただこれは紹介させていただきます。そういう意味で、東京だと、なかなか竹島問題、私は率直に申し上げますが、今回の海洋法の条約の問題が出てこなければ、ある意味で全く頭の片隅にあつた問題で、今回の条約を通して改めて、こういう問題が存在して、なかなかその解決は難しいな、このように思わざるを得ない、そう

いう状況になつていふ。排他的経済水域の問題あるいはまた大陸棚の境界の画定とは離して、今、竹島問題について若干質問させていただきたいと思ふますが、もう既に前委員会においても答弁がございましたが、もう一度、韓国による竹島の不法占拠状態というのですか、普通、実効支配、ところが政府は実効支配じゃないというふうには言つていられるわけですね、その点について、国際法上の実効支配として韓国の現実の支配の間でどのような差があるのか、この点について教えていただければと思ひます。

○加藤(良)政府委員 竹島についての私どもの立場は、さきに答弁していただいたように、事実上の支配というものが韓国によりそこに及ぼされている、しかしこれは必ずしも実効の支配を意味しないということであらうと思ひます。

一般国際法で申しますと、実効の支配というものの要件といたしまして、例え平穩、継続的に国家がこれを占有しているということが挙げられていると思ひます。この平穩というところの中に、他の関係国と申しますか、そういう関係者から反対の意思表示、抗議、こういうものが行われていないということが含まれております。竹島については、日本の方から果次にわたりあらゆる適当な機会を通じて我が方の一貫した主張というのを伝達しているわけでありませぬ、この平穩さという要件を欠いていふやうではないか、そういう観点から、これは事実上の占有、事実上の支配ということが韓国により続けられていられるけれども、そのことは必ずしも実効の支配というものがそこに確立されていることではないというのを申し上げておる次第でございます。

○東(祥)委員 約四十年強にわたつて今の現状がずっと続いてしまつていふ。ある方は、物騒なことを言われる人もおられます。つまり、竹島は歴史的研究を踏まえた上でも日本の固有の領土なんだから、その領土が他の国によって支配されている以上、それを実効をもつてしても奪還すべきじゃ

ないのか。僕はこういう声というのにはやはり余り勢いづかせてはいけないのだからというふうに思うのです。日本国憲法があり、さらにまた急迫不正、不正であることは間違いない、しかし急迫ではないわけですし、さらにまた、徹底的に実力行使以外の他の手段がちゃんと使われているのかどうか、ここに問題を収れんさせていかなければいけない、集中させていかなければいけないのだから僕は思うのですが、この四十年間強にわたる日本政府の対応というのはいくらもはつきり見えてこない。司法裁判所に訴えようとしたけれども韓国側はそれに乗ってこなかった、したがって、訴訟の対象にもなっていないという現実がある。そういう状況の中で、総理、総理はお生まれになってからもう二十五年、総理のせいではありませぬけれども、過去の、一九五〇年代前半のそのことから端を発している問題です。

そうしますと、この問題を解決するに当たってどのようなプログラムが考えられるのか、どのようになことをしていかなければならないのか。ただ単に文言として平和的に解決するというだけでは、平和の解決をなし遂げるために具体的に日本政府として何をやっていこうとするのか、この点についてぜひ御答弁願いたいと思います。

○池田田務大臣 我が国の竹島の領有権に関する立場は、委員御承知のとおり一貫したものでございますけれども、そういう我が国の立場というものを実現するためにどういふふうな手段、方法をもって対処していくかということにつきまして、あくまで平和的に解決を目指していき、こういうことで一貫してきておるわけでございます。

そして、これも委員御指摘でございましたように、一九五〇年代前半、たしか五四年、昭和二十九年だっと思えますけれども、我が国としては、国際司法裁判所でこの問題の解決を図ることにしたらいかがでしょうか、こういうことを考えたことがございます。しかし、そのときは韓国の合意を得るに至りませんでした。御承知のとおり、国際司法裁判所は両当事者がその場において問題、

紛争の解決を図るといふ合意が成立した上で初めて動き出すものでございますので、その仕組みがワークしなかつたわけでございます。

その後も我が国としては何とか平和的な解決の方途はないかとその道を模索しているわけでございますけれども、現時点においては、まだ具体的にその手段、方法が見えてくるというには至っていないというのが現状でございます。今後とも粘り強くそういった方針で対応してまいりたいと考えております。

しかし、先ほど政府委員から答弁いたしましたように、現在の我が国の対応、つまり我が国の立場を機会をとらえて鮮明に申し入れていく、こういうことでございますので、竹島のいわゆる国際法上の実効的支配が確実なものではないし、ましてやこの領有権が現在の韓国の事実上の支配を通じて我が国の立場を害するような形で確定することとはあり得ないということと申し上げておきたいと存じます。

○東(祥)委員 要するに、今後取り組んでいく方針もまだわからない、お手上げ状況であるということですか。

○池田田務大臣 いえ、あくまで平和的な手段、方法で解決を図りたい、こういう方針は確定しておるわけでございます。それを実現する具体的な手段、方途はまだ今の段階では見出すに至っていません。しかしながら、この問題は、やはり日韓関係全般の友好な親善関係をずっと増進していくということを通じて何らかの道を見出すことができないうことと考えている次第でございます。

○東(祥)委員 解決するということが目的であつて、その解決するための手段として平和的に解決したいと決意だけ外務大臣はお述べになられていて、解決するための具体的な手段に關しては、これは、そういうふうな問題であるということならよくわかります。

しかし、では、例えば最近におきます、接岸の施設を充実させている、こういう情報も入ってきて

しております。では、それに対して日本政府として何をやっているのか。アジア局長が在日の韓国の公使あるいはスタッフの方々を呼んで、遺憾ではないか、これはだれでもできることです。そういうこと以外に具体的に何をやられているのか。国際司法裁判所で韓国側が一緒に乗ってこない、したがって、だめになりました。では、そのほかにか、第三者を経由して何か方法がないのかどうか。何をやりになつていっているのかと、今までも私には具体的に聞いていなかったので、今までも何もやってないとするならば、どういふ方法があるのですか、それは時間がかかるといふ問題なんです、二十一世紀なんです、二十二世紀なんです、か、そういうことを僕はお尋ねさせていただいて

いるのです。

非常に難しい問題であるということをおわかつた上で、みんなが心配していることであり、みんながじくじく思っている問題だ、このように私はお尋ねします。

○池田田務大臣 委員御指摘になりました中で、例えば接岸施設の工事等に対して外交ルートを通じての申し入れ、こういったもので解決の方途は見出せません。これは先ほど申し上げたような、いわゆる実効的支配が確立するのを阻止する、そういう効果にとどまると言われればそのとおりかもしれません。しかし、そのことも大切な日本としての対処であるかと考えております。

さて、領有権の問題そのものを解決するために具体的な手段が見えてこないじゃないか、それはそのとおりでございますけれども、今委員が御指摘になりましたような第三者の仲介によるいろいろな話し合い、あるいは仲介なくして双方で話し合いをしましよという合意に基づく話し合い、そうしてまた、国際司法裁判所を通ずるいろいろな問題の処理、可能性としての道は、手段はいろいろ考え得るわけでございますけれども、現段階においては、そのいずれの道も具体的に進められるような状況にはまだ立ち至っていないという

ことは残念ながら事実でございます。

そういうことで、先ほどちょっと申し上げましたけれども、やはり韓国と我が国との間の関係を全般的にさらに増進させ、友好親善の関係をしっかりとっていく、そういう中で何らかの具体的な道をお互いの合意の上で立って進めていくことはできないか、そういうことを模索していくということでございます。残念ながら、現段階で、それが一体いつで、またどのような道になり得るかというところは明確に見通すには至っていないところでございます。しかし、あくまで平和的にやってみようと思つております。

○東(祥)委員 やはりまだ日本と韓国との間にいては本当に何でもござつたらんに話し合えるようなそういう信頼関係が樹立されていらないということをお一方において言つていいか、僕はこのような印象も受けています。もし本当に総理が目指されている二国間関係の充実した、また永続的な関係を結んでいく基礎ができていらないならば、僕は、何らかの解決策というのを見出せるのじゃないのか。

例えば竹島の領有の問題に關しても、韓国側でもいろいろな研究が進んでいると聞いています。日本でも研究が進んでいる。しかし、それがお互い言いつ放して、どうにもかけ橋がない。そのかけ橋をつくらなければならない。僕は、当然政府はできる問題だらう。しかし、そういうことも何もしないで、ただ言葉で、決意だけで平和的に解決しようとするのは、それは問題の先送りじゃないのか。これだけ情報通信手段が発展してきている。韓国で起こっていることがすぐ日本に伝わる、日本に起こっていることもすぐ韓国に伝わる。日本は、私たちがも含めて、何とかして韓国との間にもっとも緊密な友好関係を築きたい、そういうふうに思つていられる。しかし、その意思がなかなか届かないとするならば、そういうふう

に思つていられる人でも、本当にこの関係でいいのかな、こういうふうには思つてくることは、まさに二十一世紀における二国間関係において危ない状

況になってくるといふ可能性もあるわけですが、それから、そういうことを踏まえるならば、ただ単に今までの問題は今までの問題として、これから一歩進めていくためには、やはり政治家がイニシアチブをとって一歩踏み込んでいただいでやっていただかないと、何が何だかわからなくなってしまう、それも私は強く感じる次第です。

済みません、僕は四十五問用意していたのですけれども、六問で終わってしまいました。総理、最後に決意と、そしてまたビジョンをお示しになって、さらにまた排他的経済水域の問題、妥協案を本来ならば国民の前に示すべき問題だろうというふうに僕は思います。それによって国民のバックアップを受けて、支持を受けてまた交渉に臨んでいける、そういう使命が国民の代表である政治家に本来あるのだらうと僕は思いますが、それもなかなか示せない状況であるということは外交交渉の難しさで、それもよくわかります。そうであるとするならば、結局、海洋法条約が批准された後、後の責任は行政府に行ってしまうわけですから、その結果に対してはちゃんと責任をとっていただきたい、こういうことを私は申し上げておきたいと思えます。どうか、最後に総理一言、二言でも構いませんので言っていたらいい、お願いします。

○橋本内閣総理大臣 ちょうど初めて国会に当選いたしましたしばらくたちました昭和四十年、私は、党の指示によりまして、学生たちを教名連れまして韓国の大学所在地を全部回りました。そしてそのとき、我々が知らなかった韓国を、といひます。朝朝鮮半島を、我が国が植民地支配として合併いたしました当時のさまざまな状況というものを如実に知らされました。しかし、学校教育において私はそういうことを学んだ記憶は全くありませんでした。今日もそうしたものは必ずしも日本の教育の中で教えられているとは思ってありません。そして、そのとき非常なショックを受けましたし、一緒に参りました学生たちも大変なショックでありました。ちょうど日韓条約のイ

ニシアルの終わった直後でありましたが、韓国の全土には韓日屈辱条約粉砕というプラカードが立ち並び、場所によっては私たちの一行の移動が警備を必要とするような状況でありました。それから随分の時間がたちましたが、本質的に、私は、その当時から必ずしも両国の関係が本当に根づいたものになってきていないような気がしてなりません。

一時期、私はボイスカウトの活動を通じて、若い人々の交流から何とかこうした方向に行かないかという努力をした時期もございます。そして、そういう交流は今それなりに続いてはおりますもの、細々とという感じに次第になってきていくように思えてなりません。

同時に、先ほど議員御自身が触れられましたように、この海洋法条約の論議がなかったら竹島の問題というのは本当に遠い問題だったというお話がありました。恐らくそうでありましょう。しかし、あの水域に漁業権を持つ、これは鳥取、島根あるいは山口、日本海側の各地、中国五県の関係者、これにとつては決して遠い問題ではないわけでありまして、そして、そういうことをこの機会に国民が思い起こしていただいただけでも一つの前進があった、私はそう思いたいぐらいの気持ちであります。

そして同時に、私は、この問題に対して冷静な対応というものを、我が国のマスコミに余り感謝することはありませぬけれども、日本のマスコミがこの問題に対して冷静な対応をしていること、これに対しては本当に多としております。韓国側で非常にポルテージの上がりましたとき、同じレベルで日本側のマスコミが反応いたしましたなら、それ自身が非常に厄介な事態を生ずると私は思えます。そして、この問題について日本の主張をきちんと続けながらも冷静な報道を続けていることに、私はこれは感謝をしたいと思えます。

そして、どうすればもっと両国の国民の相互理解が進むのか、そしてそのベースにある問題を皆が知るのか、一度原点に戻ってここから考えなければいけないのではないだろうか、私は、実はこのところそうした感じを持つようになりまして、そんな思いを持ちながら、私はこれからも努力をしてみたいと思えます。

また、先ほど、外交交渉の難しさを十分御理解の上で、ある段階においては当然政府としてこれを明らかにする責任があり、また行政府としての責任の持ち方をどうするかという御指摘がございました。私は、最終的な境界画定のための合意が得られなかった場合には、当然国会に提出し、国会の御論議をいただくというのが筋だと思えます。

ただ、そのプロセスにおきましては、交渉過程の一部始終を公表することは決して我々にとつて有利ではありませんので、その点についてはどうぞ御理解をいただきたい。そして、党派を超え、国会として政府の交渉努力に対する支援を心からお願いを申し上げます。

○東(祥)委員 終わります。ありがとうございます。

〔関谷委員長退席、辻委員長着席〕

○辻委員長 高木義明君。

○高木義明委員 新進党の高木義明でございます。持ち時間の範囲で総理並びに関係大臣にお尋ねをしてみたいと思えます。

まず、お尋ねの前に、今回の国連海洋法条約の批准並びに国内関係法律の整備につきまして、我が国において、まさに海洋国家の大きなシンボルとして、ことし七月二十日は海の日、記念日として国民の祝日に制定をされた。このことからいっても、我が国は海に面し、そしてその恩恵をこうわりながら、地理的にも歴史的にも海とともに発展してきたその経緯を考えますと、私は、本年このことがこの国会で成立をして、国際社会の中で海洋国の、むしろ海洋先進国として大きな一歩を踏み出す貴重な時期だと考えておるわけでありまして、私は、特にこの時間間、いわゆる海洋法の趣旨に基づいた実効性を確保するために、法秩序の維

持、海上保安体制の整備についてお伺いするわけでありまして、どうしてこの際お聞きをしておきたい、そう思っておることがございます。

実は、先ほどからも議論があつておりますが、私もこの海洋法条約の審議を通じて、政府の答弁によって明らかにされておるのは、この海洋法条約は我が国にとつて国益に沿うものである、こういうことが言われておるわけでありまして、私は、国益とは一体何ぞやということ、この審議に当たって、政府の最高責任者にどうしてもお聞きをしておきたいわけでありまして、

国益というのは、言うまでもなく、国の政治的行動の基盤でありますし、外交にとつては最も重要な政策目標になるはずであります。国の安全、平和の問題、経済的利益の追求の問題、あるいは領土領海の保全などでありまして、そういう意味で、私は、この国際法条約を批准することが我が国の国益につながるのだという政府の見解に基づいて、改めて総理、国益とは一体何か、御所見を賜っておきたいと思えます。

○橋本内閣総理大臣 先日、外務委員会にお招きをいただきましたとき、同様の御質問がございました。そしてそのとき、私はこういふ言い回しを使いました。「その周囲をすべて海に囲まれております日本、この国にとりましては、まさに長い間海というものが生命線という言葉を使われるぐらいの重みを持った存在でありました。今日、航空路が非常に発展してきてくる中で、いつの間にか我々は必ずしもその海の重要性というものを意識しなくなっております。しかし、資源の乏しい我が国が資源を確保する輸送路は、ほとんど海洋によるものであります。そして、これからは日本は海洋国家であり続けるでありますし、その海洋の秩序が守られ、平和であることが我が国にとつて最も望ましいものであることは申し上げるまでもありません。これが先日外務委員会で私が申し上げたことでありました。そして、まさにこの中にすべてを私は言い尽く

しておるつもりでありますけれども、周囲すべてが海で囲まれております日本にとりましては、ある意味では海は交通路であります。そして、すべての資材、我が国が必要とする資材、また輸出していく商品、その大半は海を渡るものであります。そして、いつの間にか航空路の陰に隠れておりますけれども、実は、海が果たす輸送という面における役割の大きき、これは非常に大きなものがありますし、これが安定的に活用できるということは、日本にとって極めて大きな利益であります。

同時に、資源供給の源としての海がございませぬ。我が国におけるたばく資源の非常に多くの部分を水産加工物が占めておりますことは既に御承知のとおりでありまして、これは、他の国々に比べて有意に差のあるところであります。そして今後とも、私は、日本人の好むたばく供給源としての海というものは存在し続けたいと思っております。

さらに、海底に眠る、よく言われますマンガン塊、あるいはその他のものが言われますけれども、そうした海底における現在活用されていない資源活用という意味でも、我々は、有限の資源をさらに活用していくという将来に向けての夢をここにかけることが出来ます。あるいは潮力発電でありますとか、そうしたものは我々に大きなものを与えてくれる海と思えますし、さらに、地球環境に与える海というものの大ききまで言うならば、これはもう利益という範囲を超えてまして、全球的な役割ということかもしれませぬ。

しかし、いずれにいたしましても、大陸国ではない日本、まさに海洋国家であります日本にとりまして、海というものはある意味では無限の可能性を持ったものであります。そして、これが安定的に平和を保つていくことと、そして活用されていきますこと、これはまさに利益にかなうという以外の何物でもない、私はそう考えてまいりました。そして、この海洋法条約の批准に伴い、そうした恩恵を将来ともに享受し得る環境をつくり出

したい、そのように願っております。

○高木(義)委員 まさに利益は私どもの最も大切なものであります。同時に、国際社会の連携と協調の中で、いかにして利益を守っていくかというのが私ども政治家の大きな使命であり、責任であると思っております。

そういう意味で、もう一度海洋法条約を改めてここで引用させていただきますと、「この条約を通じて、すべての国の主権に妥当な考慮を払いつつ、国際交通を促進し、かつ、海洋の平和的利用、海洋資源の衡平かつ効果的な利用、海洋生物資源の保存並びに海洋環境の研究、保護及び保全を促進するような海洋の法的秩序を確立することが望ましい」という認識に立つてという部分があります。私は、まさにこれは国連憲章が規定する国際社会の平和友好、協調の精神を海洋の中で、地球は一つ、そういう中でお互いに権利と義務を果たしつつ努力をしていく、こういうことだろうと思っております。

そこで、先ほども議論がありますけれども、私は、利益の最大のテーマは何と云っても領土領海の問題ではないかと思っております。領土を画定することが何よりも先決である。したがって、先ほどから竹島問題も出ておりました。これは水産業の重要な課題も出ておりました。これは水産調やマスコミでは棚上げと書かれておりましたが、今、総理初め外務大臣は、棚上げではない、切り離すんだ、こういう見解でございまして、明らかに、私は、大変この問題、国の意思をもう少し明らかにして、そして強く行動をとるべきではないか、このように思っております。領土領海であつての領海でありますし、接続水域であります、あるいは排他的経済水域であります。領土がもめておつてはゆるゆる海洋保全の行動はできない、私はそう思うわけであります。したがって、改めて私は竹島問題、そして尖閣諸島の問題、そして長く国民的課題となつておる北方領土の問題、この領土問題について、どうかこれから進展させていこうとするのか、この際にとつ決意を聞いて

ておきたい。

○池田国務大臣 領土の問題が利益の最たるものであるという御主張は、そのとおりであると思つてます。しかしながら、それが先決かどうか、領土問題をまず解決しなくてははかの問題に取り組みないかとなりまして、これはまたいろいろな考え方があつたかと、こう考える次第でございまして、しかし、いずれにいたしましても我が国が中心として、我が国外交の基本課題あるいは中心的な課題として、領土をきちんとしていくというのには当然でございまして。

そして、今具体的に申し上げました三つの問題でございまして、竹島の問題につきましては、御審議を通じて繰り返し御答弁申し上げておりますけれども、我が国としては、我が国の一貫した立場をこれからも粘り強く実現すべく努力を払つてまいりたいと思つております、それはあくまでも平和的な解決を目指すという道を進む、こういうこととでございまして。

それから三つ目に御指摘のございました北方領土の問題でございまして、この問題につきましましては、かねてから日ソ間、現在では日ロ間の未解決の大きな懸案でございまして、何とかこの問題を解決いたしまして、ロシアとの間の完全なる関係を結びたい、こう思つておる次第でございまして、これにつきましましては、先般モスクワで原子力安全サミットが行われました際に、総理とエリツィン大統領の間で首脳会談が行われました。その際、一九九三年のいわゆる東京宣言というものを再確認し、それを今後さらに発展させていく、そういうことが確認されたわけでございまして、そしてこの北方領土の問題をめぐる外相間の協議というものを再活性化していこう、こういうことも合意されたわけでございまして。具体的には、ロシアにお

ける大統領選挙が終わりました後に、次官級の作業部会、これをまず行って話し合いを進めていきたい、こう考へている次第でございまして。

いずれにいたしましても、私ども今抱えております領土問題につきましても、我が国の利益という観点から大切に考へ、適切に対応していく所存でございまして。

○高木(義)委員 この問題を引き続きするわけにいきませぬので、高度な外交交渉も理解できるわけでありまして、私は、その中にありましても、我が国の固有の領土という、そういう基本的認識、領有権の堅持を貫いて頑張つていただきたい、この点については強く要請をしておきたいと思つております。

そこで、利益の一つであります、いわゆる我が国の水産業を安定させていくということも大きな課題であります。

本年五月の十三日に、対馬の舌崎灯台から北東九・九海里の我が国の領海内で操業する韓国のまき網漁船に停船を命じたが、同船はこれを無視して逃亡した、警告のために投てき具を使用した、こういう報道がございまして、韓国の聯合通信は、これに対して、対馬の北東十一・マイル、十二・六海里と言われますが、航行中の韓国漁船が日本の巡視船と見られる船から四、五発の銃撃を受け、集魚灯五個程度が破損したと報道しておるのです。

一見平和に見えるこういう海の中で、教限りないところで極めて厳しい状況があることを認識されるわけであります。この事実と、それからその対応について、これは海上保安庁ですか、ちよつとお示しいただきたい。

○農野政府委員 事実関係について御説明いたします。

御指摘のとおり、今月の十三日の午後十一時二十五分でございますが、私どもの巡視艇の「あきぐも」というものが、対馬の北東九・九海里の我が国の領海内におきまして漁業活動中と思われま

同船に立入調査を実施すべく停船命令を発したわけであり、同船はこれを無視して、体当たりをするかのような、いわゆるジグザグ航行でございます。これを繰り返して逃走いたしましたために、警告投てき具を使用したものでございます。警告投てき具と申しますのは、ソフトボール程度の大きさでございます。これが色なりあるいは音、光を発するものでございます。

その後、たゞいま先生お話しのように、韓国のマスコミの方から、日本の巡視艇が韓国漁船に対して威嚇射撃を行ったというような報道がございました。事実関係は今申し上げたとおりでございます。事実関係は今申し上げたとおりでございます。事実関係は今申し上げたとおりでございます。

○高木(義)委員 水産庁長官にお尋ねいたしますが、水産の各業界においても、ある意味では利害が異なる場合があるのです。

しかし、沿岸漁業にとりましては、私も、我が国の今後の沿岸漁業はいわゆる栽培型漁業を中心にしてます。振興を図らなげなならぬという一つの基本方針があります。この沿岸漁業にとりましては、この条約批准によって二百海里の全面設定、全面適用、これはもう長年の悲願であります。なぜなら、いわゆる外国漁船による不法操業、密漁あるいは漁具の被害が後を絶たない状況であります。

例えば、長崎県の五島、杵岐、対馬などの離島の近海では、平成六年度では、被害件数、韓国漁船によるものが三百三十八件、五千六百万円の損害、中国漁船による被害は百三十三件、二千二百万円、こういう状況が示されております。韓国、中国のまき網、底びき網漁船によってシイラ漁、タコつば漁、はえ網漁、こういったロープが引き

ちざられるという事件が後を絶たない。また、対馬におきましても漁業被害として、イカ釣り船が集魚した魚群を、韓国底びき船が根こそぎそれをとっていき、こういうことで、現地では非常に死活の問題だという悲鳴が、これはもう既に承知のとおりなんです。こういった状況の中にあ

しかし、これは運輸省が発表しておりますが、これらの監視、取り締まり状況の推移を見ますと、漁業水域における韓国の漁船の検査、警告、退去の件数は減少しておりますが、領海内では警告、退去の件数は年々ふえ続けておる。平成七年は百八十八件、前年の二・七倍にもなっている。そういう状況が間々あるわけであり、外務省として、これらの事実について厳重な抗議をしておるんですか、いかがですか。

○加藤(良)政府委員 我が国の周辺水域での韓国漁船の操業実態につきましては、地元の関係者の皆様からも我々も連絡をいただいで、これを承知しております。この問題の重要性を強く認識しております。

それで、これまでも、首脳の間あるいは外務大臣のレベル、それらを初めとする日韓間の協議の際にも、韓国政府に対して、韓国漁船に対する指導、取り締まりの強化をずっと一貫して粘り強く働きかけてきております。また、中国につきましても、近年周辺海域において中国漁船による我が国漁船の操業妨害、漁具の損傷などのトラブルが発生しているために、日中漁業共同委員会などの場において中国側にその改善を申し入れておる。中国側も、監視船を派遣し、操業秩序の維持に当たるといような措置を講じているところでございます。

最近では、五月の九日、十日、東京で第一回の日韓漁業実務者協議が、四月三十日の日韓外務大臣会談を受けて行われたわけでございますが、この際にも、韓国側から、取り締まりや違反防止の努力によって韓国漁船の漁業協定自主規制措置違反の件数は減少しているという説明がなされたの

に対しまして、日本側からは、西日本水域では違反操業、件数は減少しているけれども、北海道水域においては増加しているというところを指摘して、また無許可の小型トロール漁船の操業が増加して、そのほとんどが船名を隠すなど悪質なものであるという点も指摘いたしております。さらに大型機船底びき網漁船の違反操業などへの厳正な対処を要請した、そういう経過もござい

○高木(義)委員 漁業の被害もさることながら、最近では薬物、銃器の密輸入、あるいはまた密輸入、こういう事実もふえておるんです。

大蔵省が発表しておりますが、大麻やけん銃などの密輸入動向によると、コカインの密輸入の急増などで不正薬物の摘発件数が九四年の一・三倍に当たる四百五十五件に上り、過去最高となっている。押収量は二百六十四キロ、けん銃の密輸入は、押収量は前年を上回る八十五丁だった。摘発件数が十件上回る三十七件だった、こういうことも言われております。

また、過去日本の近海、これは南西諸島でございますが、吐噶喇群島から静岡県の清水港に向かっ大量のけん銃が運ばれるという通報があった。これを察知して、警察、税関、海上保安庁三者合同して捜査を行ったが、余りにも広い海原でとうとう捕まえることはできなかった。結果的にはその船は和歌山県に入港しておった、こういう事例もあるわけなんです。

したがって、いわゆる領海十二海里、接続水域二十四海里、こういう取り締まりの管轄権が当然我が国にあるわけであり、もちろん公海における追跡権も今回認められるわけであり、これども、海上保安庁が今まで以上に持つ任務、これが大きく海洋法の批准によって変わってくるのではないかと、今までの国としての基本方針を新しく、いわゆる発想の転換をしていくときではないかと思っておりますが、その点についてどのよう

水城の設定によりまして、先ほど委員御指摘の密航の問題あるいは薬物、けん銃、この取り締まりの業務も大変深刻化しておるわけでもあります。あるいは監視区域がさらにふえるわけでありまして、そういう面では、今約四十六隻の大型巡視船でいろいろ努力をしておりますところであり

したがって、これらに対応するために巡視船艇あるいは航空機の整備、これが必要なわけであり、さらにこの整備には、水城が約七分の一くらい拡大をする、こういうことになり、当面はそのような保安体制が十分確立できるような内的、人的な整備とあわせて航空機、巡視船艇の整備、この両面の体制の強化が必要で、外務省とも緊密な連携を得て、その勢力の配備等々に最大限の努力をしたいと思います、このように考えております。

○高木(義)委員 海洋法の百五条に、「海賊船艇又は海賊航空機の拿捕」という項がありまして、「いずれの国も、公海その他いずれの国の管轄権にも服さない場所において、海賊船艇、海賊航空機又は海賊行為によって奪取され、かつ、海賊の支配下にある船舶又は航空機を拿捕し及び当該船舶又は航空機内の人を逮捕し又は財産を押収することができ、」このようになっておるんですが、これは海上保安庁、今後このとおりになされ

○栗野政府委員 現在の体制では、公海上におきましては、いわゆる旗国主義の原則がまだございまして、自国の、日本で申しますれば、日本の船舶に対して私も海上保安庁が取り締まるということももちろん可能でございますけれども、たゞいま先生のお話にございました一般的な海賊行為に対する規定につきましては、また現在法制度が整備されておるわけですので、今後関係省庁と検討の上対処してまいりたいというふうに考えております。

○高木(義)委員 この問題はやはり大切な問題と

思うんですね。まだ今から法整備をしていこうという話ですが、非常に時宜を失っていると私は思うんです。だから、今私はこの海洋法の、これもタイミングというのがあるんでしようけれども、もっとも早い取り組みが必要であつたんじゃないか。これまでも委員会各委員からかなりの議論が出ております。今の海上保安庁の人員体制あるいは整備、これは例えば一万二千人体制なんですが、海上保安大学校、海上保安学校、なかなか海に働く方々が少なくなっていくという社会的な状況、そういう中であつて、一体これをどう確保できるんでしょうか。

時間もありませんからとめて申し上げますが、整備についても、平成八年度までに代替整備の対象となる艦船が四十隻、平成十三年までに代替整備の対象となる船が百三十五隻となっております。いずれもいわゆる老朽化と言われる耐用年数が過ぎた船の代替建造でこの状況ですから、これに、先ほど私がいろいろ事例をとらえて申し上げましたが、足の速い船、情報収集を的確にする機材、こういうものを整備するには、これは並大抵のことじゃないですね。だから運輸大臣も、委員会でかなり来年度予算に対する心構えとかあるは一つの中長期の整備計画、こういうものを言われておりますが、これは運輸省という一つの省の問題でなくて、この際、日本の海洋国家としてしっかりした法整備あるいは体制を確立することが私は何よりも大事であらうと思うわけです。

きょうは海上の保安の問題を中心にしましたけれども、そういう意味で、外務大臣、領土も大切なことなんです。領土領海を守る、これが国益の大きな要件だろうと私は思っております。最後にになりましたが、総理大臣、海上保安について私が危惧することがないように、改めて、新しい発想で整備をするお気持ちがあるか、海上保安庁には大変関心の深い総理でございますので、その辺の決意なり御所見を賜っておきたいと思っております。

○橋本内閣総理大臣 先日外務委員会で同様の御質問を受けましたときに、ありがとうございます。とつい思わず申し上げまして、後であちこちから大分しかられました。

ただ、私は本当に今の御質問を心の中でうれしく拝聴しておりました。そして、この機会に、少しでも多く海上保安庁の業務というものに国民の理解を得ることができれば、かつて運輸大臣を務めた一人としても非常に幸いに思います。

ちよと運輸大臣になりましたとき、たまりかねまして「海上保安友の会」というものをつくらせていただき、私はその会員の第一号になりました。同時に、非常におくれておりました航空機の整備、ジェット化を進め、あるいは他高速船艇の整備等、私なりにお手伝いをしてきたつもりであります。しかし、なかなか保安官の業務そのものを国民に見ていただく機会が少ないうちに、必ずしも国民的な関心を今日まで呼んでまいりましたと思っております。それだけに、私どもも政府として、今後、今議員が御指摘になりましたようなこと以外にも、例えば海上環境汚染犯に対する対応といったものも入ってくるわけでありまして、量的にも質的にもこの業務は拡大をするわけでありますから、人的な要請も含めて、近代的整備を有する船舶の整備、航空機の整備等を含め、執行体制の一層の拡大に私なりに努力をしていきたい、そのように思います。

国会の御支援をこの場からお願いを申し上げます。

○高木(義)委員 時間が参りましたので、終わります。

〔辻委員長退席、松前委員長着席〕

○松前委員長 野呂昭彦君。

○野呂委員 総理以下関係閣僚の皆さんには大変御苦勞さまで。また、自民党在籍当時には大変お世話になりましたことを、この席をかりてお礼を申し上げておきます。

海洋法の質疑もきょうこの連合審査でおおよそ最後の質疑ということ、しかし海洋法そのものの

の法案、これは先ほど来いろいろと話がありまして、ほかに、国益に関する法案として、ほかの法案と比べても直接国益に関係してくるということでも大変大きなものでありますし、また国際的に地球というものを視野に入れながら、海洋についての、領海あるいは公海、海峡、排他的経済水域、大陸棚、深海底、その他もろもろ、紛争解決まで含めて総合的に取り決めるしていくということ、本当に極めて意義あることだ、こういう認識に立っております。

そういう意味では、我が党としても非常にこの海洋法、これは政府でも積極的な取り組みと同時に、我々国会としてもこの事態を大きくとらえて取り組みを一九九〇年になっていかなければならないことだ、こういうふうな思っております。特に、私の立場からは、水産業の立場、そういう立場で、この法案を衆議院を通していく段階の中で政府の関係の皆さんに幾つか確認をしてまいりたい、こう思うわけでありまして。

特に、排他的経済水域の設定、あるいは新たなTAC制度の導入、こういった事柄というのは全く水産業を取り囲む状況、新しい段階を迎える。米ではワルグアイ、ラウンド等の問題がありまして、たけれども、水産業界にとりましてはそれに匹敵する大きな問題であります。漁業経営の問題だとかあるいは流通加工だとかあるいは組合だとか、あるいは地域そのものの振興等までかかわってくる大変大きな変革になるものだ、こういうふうな思うわけでありまして。

その今回の海洋法の中で特に注目すべきことは、漁業権等非常にこれまでの難しい状況を抱えておる漁業そのものの中で、今回のこの海洋法一連の問題について、TAC制度の導入ということについても水産の関係業者がやはりこの際思い切って取り組んでいかなければならない、そういう認識に立っております。先ほどいろいろと中国や韓国のいろいろなトランプルといいますが、漁船問題等も含めた海上保安問題の御指摘もございましたけれども、そういったこともあつてのことではあ

るけれども、しかし、この問題に対する非常に大きな意識の切りかえ、こういうものが漁業者の中にも起こってきておる、このことは非常に評価をしたいと思っております。

しかしながら、こういうものについては、先ほどから何度も確認しておることでありまして、けれども、この二百海里の全面設定あるいは全面適用というものがきちっとなされるということがまず第一の基本でありまして、実は国内的な問題もそこからいわばようやくスタートできるという状況であります。ですから、これが全面設定、全面適用がいささかでも崩れていくということになりまして、実は関係者のスタートとなる土台がぐらぐらして、こういうことになりまして、したがって、これはやはりまず対外的にこの全面適用、全面設定ということ政府として毅然としてやってもらわなければならない、ただ単に国益というだけではなくて、国内的な整備の中でもそれが基本のスタートとなるのだ、そういう意味から、これは何度でも総理にほかの皆さんも決意を伺っておるところでありますけれども、スタートとして総理にぜひこの辺の決意をさらに確認をさせていただきますかと思っております。

○橋本内閣総理大臣 繰り返して申し上げてまいりましたけれども、排他的経済水域の設定につきまして、今般提出をいたしました排他的経済水域及び大陸棚法案におきまして、一部水域の除外は行っておりません。

○野呂委員 それで、実は日韓、日中の漁業協定の交渉というものが非常に注目をされるわけでありましてけれども、この辺の交渉の見通しとかそういったものについては、外務大臣、どのような決意でもって当たられておるのか、その辺も含めて外務大臣からもお答えいただきたいと思っております。

○池田内閣大臣 韓国並びに中国との間の漁業協定に關しましては、政府としての方針は二月二十日に閣議了解をしたところでございます。そこで了解いたしました基本的な考え方というのは、両国との協議によりまして沿岸国が生物資源の維持

に係る適切な措置をとるといふ今回の海洋法条約の趣旨を十分に踏まえた新たな漁業協定を早期に締結するよう鋭意努めていく、こういうことをごさいます。

そういう基本方針にのっとりまして現在両国との間のいろいろな協議を進めるべく努力しているところでございまして、韓国との間におきましては、今月の九日と十日に漁業実務者の間の協議を、まず第一回を行ったところでございまして。また中国との間では、四月の九日及び十日に漁業等、また海洋法の関係につきまして、非公式協議を行ったところでございまして、次回の協議については今外交ルートで調整中、こういうことになっております。

こういう段階でございしますが、これからどういうふうな進展をしていくか、この見通しがまたちょっとなでございすけれども、私どももいたしましては、いずれにいたしましても、先ほど委員御指摘になりましたような海洋法条約としてそのもとでの新しい漁業秩序の形成というものが持つ意味というものも十分考え、そして先ほど申し上げましたような基本方針にのっとりまして、早期にまた合理的な合意に達するように鋭意努力してまいります所存でございます。

○野呂委員 その辺の御努力をこれはもう本当に精力的にやっていただかなければいかぬのですが、事がうまくいけばそれはいいのでありますけれども、国内的にも今同時に整備を進めていかなければならない、しかし、これが順調にいかない、だんだん長引いていくということになりますと、どうしてもその前提がまた崩れてくるということになるわけでありまして。

そこで、この二国間の協定では、通告をして一年とか三カ月後にその協定を自動的に終了させる、こういうこともできるわけですね。これはいろいろと、我が国だけではない、隣国との友好的な問題ありますけれども、しかし、この問題はやはり国益の基本になるところだけに毅然たる態度が必要だろ、こう思うわけでありまして。そういう

意味では、これはもしも順調に話し合いが進展しないというときにはもう終了通告を出すとか、それぐらいの腹構えがないと、またそういう毅然たる態度でいかなければ、やはり二国間の協定の話も順調に進まないのではないかと。そういう意味では、そういう腹構えも持っておられるのかどうか。そこもお伺いしておきたいと思っております。

○池田国務大臣 現行の協定に委員御指摘のような規定があるのは十分承知しておりますし、また関係方面からいろいろ今お述べになりましたような趣旨の、強い決意を持って臨めというお話をちょうだいしております。

私どももいたしましては、そういうことも十分踏まえながら交渉に当たってまいりたいと存する次第でございすけれども、しかし、私どももいたしましては、先ほど申しましたように、今非公式の折衝であるとか実務者の交渉に入ったばかりで、これからいよいよ交渉を本格化していきうということもございすので、その交渉が順調にいかない場合にどうするかということも現段階であれこれ考えて申し上げるのは、ちょっと政府としては適切ではないと思うわけでございます。いずれにいたしましても、私どもは全力をかけまして、早期にしかも円満な解決が得られるように努力をしてまいりたい、こう考える次第でございます。

○野呂委員 五月十三日現在で条約の締約国は九十九カ国になり、五月十五日には中国が全人代で承認をしたというふうなことで、中国も韓国も含めてこういうふうな状況になってきております。でありますだけに、この海洋法の基本的な考え方というのはいまもう両国のものでありますから、そういう意味で、どうぞ御努力をいただきたい、それが早期に解決することを心からお願いを申し上げたいと思っております。できたら、やはりいつまでかというぐらゐの構えをひとつ十分に持って上げていただきたい、このことをお願いを申し上げておきたいと思っております。

それから次に、TACの関係について農林大臣にお聞きをいたしますけれども、漁業の管理制度というものが、今回のこのTACの導入ということと、これまでの漁業法等に基づいて入り口規制でやっておつたのが、今回TAC制度を導入ということと、漁獲量、すなわち出口での規制に基本的には変わっていくわけですね。我が国においては、その両構えをしばらくとりながらということと、その両構えをいかに調整していきうかと、要するにこれらと管理体制が百八十度、出口と入り口で変わってくるわけでありまして。そのこと自体が漁業経営等に影響するところ極めて多いわけでありまして、また世界最大の水産物の輸入国というふうなことからいたしまして

も、漁業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。そういう意味では、TACの運用というものがうまくいくのだからどうかだろうか、この不安はやはりすつとつきまとうわけでございます。

そういう意味で、TAC制度の運用におきます基本的な姿勢、それからどうしてもこれを円滑に運用していただくと思っております。漁業関係者の皆さんの意向を十分に酌んでいただく、反映していただく必要があるわけでございます。そういう点に關してどのように取り組まれるのか、確認をしておきたいと思っております。

○大原国務大臣 委員御指摘のとおり、新しい法秩序のもとでいゆる資源管理型漁業ということに相なるわけでございます。資源の乱獲その他についてはやはり新しい規制がかぶっていかざるを得ない。現在、いろいろ日韓、日中の間にトラブルもあり、さらにまた密漁等を入れると漁獲量もわからないという面もあるわけでございますから、今後の折衝を通じてお互いの漁獲量もはっきりさせなければならぬ、そしてまた、TAC制度における日本の資源の実情等も、今までの以上にエネルギーの要する作業が待っている、こう考えております。

ろいろ、地域の漁家にとってはこの二百海里がプラスになったりマイナスになったりする地域もあるようにございす、おかげさまで日本の漁家、漁民の方々、全面適用、全面設定ということと、この二百海里に非常に期待を寄せていらつしやいます。そういう意味でも、今御指摘がありまして、資源管理型の漁業システムが一日も早く確立されて、日本の漁家が長期に安定的な漁業ができる仕組みをつくっていかなければならぬと思っております。

いきなり入っていくわけでございますから、委員御指摘のような不安も心配も我々もありません。試行錯誤もあると思っておりますが、そういう理想に向けて頑張つてまいります所存でございます。

○野呂委員 それで、TAC制度のもとで、大臣管理漁業と知事管理漁業、こういった間の不公平が生じないようにしていただくとか、こういった問題も極めて大事だと思っております。それから、例えばTAC制度で漁船の量だとかあるいは漁獲努力量なんて言つたつて、これはなかなか今までのようにならない。それが抑えられろというふうなことになるつてきますと、削減だとかあるいは減船、廃業あるいは減取が起つてくる、こういう事態が参ります。これは、制度そのものを国が国際的な規模の中で変えていこうということに決定をしたこととありまして、それから、この辺は個人の努力では何ともならないという大激変の状況にあるわけですね。

そうすると、やはりそういう対策、減船だとか廃業、減取が起つてくる、こういうことに対する思いやりといひますか手当てといひますか、こういったものが当然また大事なことになつてきます。これらはちゃんと処置をしなければならぬというお考えで取り組んでいただくわけでしょうか。そこも確認をいたしておきたいと思っております。

○大原国務大臣 我々は、委員がもう既に御存じの、農林水産委員会でも御質疑がありました、いわゆる知事の管理権限、国の管理権限、その中

に漁業調整組合がたくさんあるわけでございますけれども、そういう総合調整を万全にしていける必要が必ず必要であると思っております。

さらにも、さきの減船等の問題でございますけれども、特に二百海里の外側で漁業をしていらっしゃる方々がたくさんあるわけですね。これらの方々が、二百海里によって締め出されるのではないかと御不安を非常に抱いていらっしゃる方々があることも承知しております。それらの実情を踏まえながら、委員御指摘の問題についてはやはり適時適切に対処していかなければならぬ、かように考えております。

○野呂委員 大変大きな関心事でもありませんから、その点はしかとよろしくお願いを申し上げます。

それから次に、水産物全体の自給力とかいったようなことについてでありますけれども、今世界の水産生産量というのは一億トンぐらいで、大体頭打ちの状況で推移してると言われてもおりませんけれども、一方で地球上の人口爆発という大変深刻な事態が今進みつつあるわけでございます。そういう世界人口の急増が予測される中で、水産物の重要性というものもこれも実は一段と高まってきておる。しかしながら、我が国においては水産物の自給率が低下もいたしてきておるわけでありまして、ここ数年、少なくとも水産物の生産量も減少傾向にございます。一方で、我が国においては輸入水産物は世界の全水産物貿易量の約三割を占める。これは実は農業や林業と比べてみましても、農業では農産物の輸入がふえてきたといつても八割程度、あるいは林業関係でも二〇〇程度、そのことから比べても極めて水産物の輸入は多いわけでありまして、もちろん、国民の水産物の食料確保という意味からいけば、輸入においても秩序ある輸入体制というものが必要でありますし、また、国内生産においても、いわゆる生産を維持することのできる活力を維持していくということが大変大事であります。

○野呂委員 八十五億というの、やはりこういう大激変のときだけに手当てをより一層きちっとしていかなくやならぬという思いがあるからこそ、例としてよくなかったのかも知れませんが、申し上げたわけでありまして、大激変を迎える漁業を取り巻く状況の中では、例

体制でありますけれども、これは一兆七千億円ぐらいたった輸入水産物の規制というふうな問題についてどうお考えなのだろうか。あるいは輸入関税が大体八百五十億円ぐらになるというところでございますけれども、この際、こういう大激変の水産業界を考えますと、我が国の漁業が国際競争力を持てるように、やはりこういうものをもう一つの目的に活用していく、こういう考え方も極めて妥当な考えではないのかな、そこらのことも含めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○東政府委員 ただいまの輸入制度の問題をまずお答えさせていただきますが、御承知のとおり、沿岸、沖合の主要魚種につきましては、これはまだ我が国は輸入割当制度のもとに置いておられます。それで、今輸入が急増しておるものは、マグロ類とか遠洋のもの、それからサケ、マスというふうなものを中心でございます。それらのものにつきましても、需給会議等で過剰な供給にならないような話し合いをいたしております。そこまですべて的ではございませんが、需給の秩序ある輸入ができるようなことを期待いたしましてそういう会議等をやっております。

それからもう一つ、関税収入、今八百五十億と言われましたが、一般的にいまして、特定の歳入を特定の歳出に充てるということとは財政の硬直化というふうなものがあるようにございまして、これはとるべきではないのではないかと考えています。

ちなみに八百五十億と申されましたが、水産予算は約四千億くらいございまして、これを申し上げておきたいと思っております。

○野呂委員 八十五億というの、やはりこういう大激変のときだけに手当てをより一層きちっとしていかなくやならぬという思いがあるからこそ、例としてよくなかったのかも知れませんが、申し上げたわけでありまして、大激変を迎える漁業を取り巻く状況の中では、例

えは生産の問題、流通の問題あるいは経営の問題、地域振興から漁協の問題、いろいろと各般にあり、そして、そういう中で水産業がきちっと経営をされていくというのでは、今後は、大きく言えば均衡ある国土の発展とか環境保全だとか、それはまた地球規模にも貢献をされる、そういう意味で海洋法というものも規定をされておるわけでありますから、そういう意味での取り巻く問題全体の取り組みがやはり大事だろうと思っております。

例えは漁業とか漁村の活性化の問題あるいは担い手の問題、こういったこともありましよう。そして今、例えは漁業団体あたりでは、こういった全体的な問題に取り組みその効果的なものとして、基金を設けてほしいというふうな要望も出ておるところでございます。そういう大型の基金を創設することによって、この際思い切ったやっていただかないとやはりだめなのではないか。例えは漁協なんかも、農協と比べましても、地域で担っている重要度というの、全体規模は非常に小さいですけれども、購買事業なんか見ても、地域での依存度はかなり大きなものがございます。しかしながら、やはり今財政状況も悪い、何しろ規模、基盤とも零細で脆弱というふうなこともございます。しかし、例えば、地域ではそういった中核的存在である漁業協同組合についてもどうしていくんだというふうなこともございまして、

それから、大体漁村のある地域というのは、もうこれは何度も何度も言われておることでございますけれども、大変家が密集しておるし、道路が狭いし、例えば下水道の普及率で見ても、中都市で五四％ぐらいの普及率であるけれども、漁村においては七・六％だとか、あるいは車が通らない、消防車がなかなか入らないぞというふうなものもよく言われております。交通不能道の比率ともいものものが四割近くあって、他の地域に比べても極めて高いわけでございます。そういうことを考えて、やはりこの際、かなり思い切った全般的な対応を考えていただかなければならぬのではない

いかな、こう思うのであります。そこで、実は農林大臣、この漁業におきましては沿岸漁業等振興法というのがございまして、これがいわゆる農業における農業基本法と同じような役割を果たしておるとよく言われておるわけでありまして、この沿岸漁業等振興法、沿岸法ですね、これと農業基本法と比べてみますと、幾つかの点で非常に沿岸法ではその規定が薄くなつておるといいますか、例えば沿岸法では産業の位置づけということについては、農業基本法ではきちっとした位置づけがしてありますけれども、沿岸法ではなされてない。あるいは、農業基本法においては長期見通しについて、これを立てて公表する、そしてそれに基づいて生産調整を行っていく、こういうことが書かれておるけれども、沿岸法ではない。それから価格とか流通のところについても、農業基本法もそうボリュームがあるわけじゃありませんけれども、沿岸法などを見てみますと、本当に条文の中の項目の中にわずかに触れてあるだけ。

○大原国務大臣 先日もお答えしたところでございますが、三十八年だっただと思うので、戦後

このようにことを見ましても、やはり全体、こういう大激変の中で漁業を取り巻く環境全体をいろいろ対策していくということについては、まずこの基本法的なものすら不備なわけではないかな、こう思われてなりません。そういうことからいいますと、やはりこの際漁業の基本法といえますか、そういったものがどうしても必要になってくるのではないかな、そのことを私は強く思うわけでありまして、どうしてでしょう、漁業の基本法としてそういった取り組みを、これは本来これまでやっていただけていた取り組みを進めてきていたかたかたけりども、しかし、同時進行的にこれからお取り組みをいいただくことになりましたら、ぜひともこれは積極的に、政府もお取り組みをいたしたいのですが、我々としても取り組みをいいたたいのですが、大臣の御所見をお伺いしたいわけでありまして、

○大原国務大臣 先日もお答えしたところでございますが、三十八年だっただと思うので、戦後

そういう形でスタートをしたわけでございますけれども、我々はこれを漁業基本法だ、したがって漁業白書もこの基本法に基づいて出すという仕組みがあったわけでございます。農業基本法も古びた箱になっちゃったから新しい革袋をつくらなきゃいかぬのじゃないかという動きがあることは、委員御承知のとおりであります。ましてや海洋法という新しい秩序の中で、我々も委員御指摘のような考え方を持っております。そのために、最近水産庁におきまして、東京水産大学の小野征一郎先生を座長とする水産研究会も発足させたいので、今後十分検討させていただきますと思っております。

○野呂委員 ありがとうございます。
確かに農業基本法も新しい検討が始まっておりますけれども、漁業権を含めた漁業調整の難しさもござります。そういった問題を網羅した中で基本法というものをひとつ進めていただきたい。そして、政府におかれては、全般、大変公益の極めて極めて重要なことだけに、今後一層取り組みを毅然たる態度でやっていただくことをお願い申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございます。

(松前委員長退席、井上委員長着席)

○井上委員長 上田見弘君。

○上田(見)委員 新進党の上田見弘でございます。科学技術委員会に所属いたしておりますので、原子炉等規制法並びに放射線障害防止法の一部を改正する法律案に関連いたしまして、何点か総理大臣以下関係大臣にお尋ね申し上げたいと思っております。

まず、橋本総理大臣にお伺いしたいわけでございますが、過日、総理大臣は原子力安全サミットへ行かれまして、その中で大きな課題でございました。ロシアが低レベル液体廃棄物を海洋投棄しておいた問題について、ロシアに行かれる前から総理大臣は、この問題が大変大きな課題である、ぜひともエリツイン大統領が改正ロンドン条約を受諾していただく決意を表明していただきたい、こういうふうな思いで行かれたということが新聞にも報道されました。しかるに、総理大臣が行かれまして、結果としてはエリツイン大統領からそういう決意表明があつて、ロンドン条約の受諾も明確になった、これは大変喜ばしいことであると私も思っております。総理大臣も大変喜ばれました。

そこで、ちょっとお尋ねしたいのでございますけれども、まず基本的な認識として、現在よく言われておりますが、ロシアの核管理危機は世界の核管理危機である、とりわけ隣国である我が国にとつて、ロシアの核管理というものが十分円滑に進むかどうかは決して人ごとではなく、我が国にとつての最重要案件である、こういう深い認識にお立ちになっているのかどうかということが一つ。あわせて、それに伴いまして、海洋投棄をしないということは大変喜ばしいわけですが、海洋投棄をしないということは、いわゆる解体ミサイルの燃料、それから老朽原子力潜水艦から出てくるさまざまな廃棄物、これを全量陸地処理処分するということを意味しているわけですね。しかも、この状況が大変危ういということがさまざまなテレビや新聞でも報道されております。この辺のところの現状を総理大臣としてはどのような把握され、その辺についての危機感等をどうお持ちになつておられるのか、お尋ね申し上げます。

○橋本内閣総理大臣 まず第一に申し上げなければなりませんことは、ロシアは、非常に軍事上の機微な問題にわたるといふことから、核兵器の解

体から生ずるプルトニウムなどの量あるいは管理の状況について全く明らかにいたしておりません。先般のモスクワにおける原子力安全サミットにおきまして、私は、そうしたことも念頭に置きながら、核兵器国が核兵器の解体から生ずる核物質を早急にIAEAの保障措置のもとに自発的に置くように強く求めたところでございます。今我が国にとつてと言われましたが、我が国以上に、陸続きのヨーロッパ勢にとつてはこの問題はもっと深刻な課題でございます。我々としては、ロシアの核物質のこうした管理の透明性の向上というものはこれからも強く求めていかなければなりません。

核兵器の解体から生じますプルトニウムなどの処理処分につきましては、その技術的方策と国際協力のある方方を検討いたしますための国際的専門家会合を今年中に開催することが原子力サミットにおいて決定されました。日本としても、これには積極的に参加をいたしました。プルトニウム等の取り扱いに關して我が国の有する技術あるいは経験をともに貢献していきたいと考えております。

しかし、私は、議員御指摘のように、ロシアにおける核の管理というものは非常に心配をいたしております。同時に、ウクライナにおける原子力発電所管理、これも同様にやはり非常に心配な問題という認識を持っておることを申し添えます。

○上田(見)委員 それでは、恐縮ですが、もう一点総理大臣に、所見で結構でございます。

現在、こういうことでロシアを中心として軍縮が進み、そこでもさまざまなウラン、プルトニウム、核廃棄物等々の処理の問題が出てきています。一方、素朴な庶民感情として不思議なのは、そういう解体によって出てきたものについては、処理については話題になっていない。また、老朽原潜を解体してそこから出てきた液体放射性廃棄物が日本海に投棄されたというところは大きな話題になる。ところが一方、各国の現役の原子力艦船

が作戦行動中に投棄しているであろう、そういう廃棄物問題については、話題にもなっていない。またそれを制約する国際的な規制もないのですね。こういう問題についてのようになされるか、簡単な総理大臣の所見で結構でございます。

○橋本内閣総理大臣 まず第一に申し上げなければなりませんことは、我が国は、原子力船「むつ」の実験の途上におきまして放射能漏れが生じたことから、これが大変な混乱を生じ、結局ほとんど実験ができませんままに廃船という運命をたどりましたために、こうした問題について極めて関心がありそうであります。実はたまたまマスコミが取り上げた問題は非常に皆さんが心配されま

すけれども、それ以外の問題は全く気にしないというふうにと困ったところがある状況であります。そして、確かに、議員が御指摘のように、今そうした問題はほとんど取り上げられておりません。

ただ、私の知ります限りにおきまして、原子力を推進のための動力として活用する艦船が例えば我が国の港湾に入ります場合に、必ずと言っていいぐらい、その場合に、その周辺における放射線量の増大がないか測定がされ、何ら問題がないということが今までに報告されてまいりました。そして、恐らく議員の御指摘はあるいは二次冷却水等の廃棄あるいは交換といったものを示しておられるのかもしれませんが、ちょっと、それになりますと、技術的に私はどれぐらいの頻度で行われるものか十分な知識を持ちません。ただ、基本的には、二次冷却水でありませぬ。ただ、基本的には、二次冷却水でありませぬ。ただ、基本的には、二次冷却水でありませぬ。ただ、基本的には、二次冷却水でありませぬ。

て、それを前提にして海洋投棄をしないというところが明言されているわけでありますが、問題は、ロシアの抱える海域は我が国に面した部分だけではないわけでありまして、他の地域になりますとなお問題を残しているのではなからうかと、ちょっと懸念を持っておることを申し添えます。

○上田(見)委員 時間が大分迫ってまいりましたので、次に、外務大臣にお尋ね申し上げたいと思います。関連事項でございますが、日露核兵器廃棄協力委員会が九三年の四月に設置されました。一億ドル前後の出資が決まりました。対ロ協力プロジェクトとして四つ既に決まっているわけですが、この四つの対ロプロジェクトのうち、二年近くたってやっとなつて、一つのテーマであります。今話題にいたしました液体放射性廃棄物の貯蔵施設が具体的な業者間の契約が済んだ。他の三つについては全然状況が見えていないのです。核物質の貯蔵施設、それからミサイル液体燃料処理、緊急事態対処機材の供与、この三点についてはなかなか計画が進んでおりません。せっかく我が国としては一億ドルを出資しようというところで詰めておるのですが、事務レベルにおいてはロシアの方にも、早く進めよう、こういう催促がされておるやに聞いています。いろいろな事情がございまして、なかなか進まない。

今後の方針なのですが、ロシアの国内問題があるから、それがおさまるまではしようがないといつて待ち続けるという姿勢でよいのかどうか。ロシア支援は、ロシアの支援をすることもに、先ほど来申し上げているように、ロシアの核管理危機は世界の核管理危機であり、当然私たちの日本の危機でもある。そういう大義の上から一億ドルが出資されて、早くそういうものはしっかり処理しよう、こういう趣旨で進めているはずのもの、全然進んでいない。

か、いろいろなことを言われていまして、解体がおくれば、そのうちに潜水艦が沈んでしまうのではないか、こういうような報道をされていまして、さらに、ロシアの環境保護資源省の安全局長は、テレビに出てまいりまして、これを解決するには二十五年から、こう言っているのです。これがテレビで全国に流れているのだ。こちらはやる気なんでしょうが、向こうがまだ対応がまともでないの待ちの姿勢なのですというだけではないのかという問題です。この辺について、外務大臣に、そのおくれしている理由、今後の対応方針について、どう御決意で臨んでいかれるのか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

また、テレビなんかの報道によりまして、いまだにウラジオストク周辺に置き去りにされている潜水艦が、一説には百隻、一説には百六十隻と

機材の供与というものもございしますが、これらにつきましても、それぞれ実施のための取り決めにつきまして日ロ間で協議を進めております。しかし、御指摘のようなロシア側のいろいろな事情もございしますので、我が方からも積極的にこれを促進するようには働きかけてまいりたい、こう考えております。

池田国務大臣 委員御指摘のございましたように、日本政府は九三年に旧ソ連に対して一億ドル相当の協力をすることを決定しました。そして、その後、ロシアも含めて四カ国との間で二国間協定を結んだわけでございます。ロシアとの間では、全体の七〇%、八十一億九千万円を拠出することを決めました。

具体的にはその対象施設として四つの分野を考慮しておるわけですが、その中で、今御指摘のございました液体放射性廃棄物の貯蔵施設は、かなりの進捗を見ております。それ以外にも、例えば核物質貯蔵施設の建設協力ということで、核弾頭の解体から生ずるプルトニウム及び高濃縮ウランを安全に貯蔵するための施設につきましても、ウラル地方に建設するという予定になっておりまして、これは米ロ日と三国の共同で進めることになっております。現在、米国が技術的協力を先行しまして、施設の設計をロシアと進めております。この大枠が固まった段階で具体的な役割の分担を決めることになっておりますので、これは決してとまどっているわけではなく、作業は進んでいるわけでございます。そのほかに、ミサイル液体燃料の処理、これはSLBMの解体に伴うもの

ございまして、あるいは緊急事態に対処する

○上田(見)委員 なかなか進まない理由は私もよく存じ上げておりましたが、先ほど申し上げたように、せつかく出資を、一日も早く進めてもらいたいというのが国民感情だと思っております。ただ待っているという姿勢ではなく、その辺のところを鋭意御推進方よろしくお願い申し上げます。もう時間になりますので、最後に、科学技術庁長官の方にお尋ね申し上げます。

過日の原子力安全サミットの宣言の中で、ちょっと難しい言葉ですが、防衛目的にとり不要とされた核分裂性物質という、これの取り扱いがいろいろ議論されたやに聞いております。この防衛目的にとり不要とされた核分裂性物質をどうするかという問題で、海洋投棄はしないということを決まったわけですが、陸地内で処理、処分、管理していくわけですね。その一つの選択肢として、MOX燃料にするという一つのプランチはどうかということが議論されたやに聞いております。いち早くカナダは、ロシアの廃棄核弾頭のプルトニウムを原発で平和利用してはどうかというところで、手を挙げておるやに報道で聞いております。

さらには、これは個人的な見解ということのお話ですが、日本の原子力委員会の著名な先生である東大の鈴木先生も、日本でも、解体兵器からのプルトニウムを平和利用する、つまり燃料として燃やすということも十分可能である、またこれは軍縮への貢献ということも国民の理解も得られるのではないか、このように御発言も、個人的見解ということではございますが、原子力委員の著名な先生が発言をされております。こういう状況にかんがみて、年末にまたパリで

この解体兵器から出てくるプルトニウムの取り扱いについての議論もなされるやに聞いておりますが、解体兵器から出てくるものをMOX燃料へ転換していくという主張を、今後我が国としてはどういう主張をしていくのかということ、どういふ方向で我が国は主張していかれるおつもりなのか、お答えいただきたいと思っております。

○中川国務大臣 いずれにしても、我が国の基本方針として、政策の基本として、私どもの場合は、自国の原子力発電所からの使用済み燃料を再処理し、回収されるプルトニウムその他の核物質をエネルギー源として平和利用する、そういう意味の核燃料サイクルというのを政策の基本にいたしております。一方、核兵器解体によって発生するプルトニウム等については、再び核兵器に利用されないということも基本にして、一義的には発生国みずからの問題として適切に対処していただくというのがまた国際的にも重要なことである、こう主張をいたしてきております。

総理が先ほど触れた、本年フランスで開催される専門家会合等において、こうした我々の主張をきちんと申し上げながら、また同時に、我が国が持っている技術あるいはまた知見というものをこの専門家会合の参加の中で生かしていきけるようにもまた貢献をしてみたい、このように考えております。

したがって、鈴木先生の御提案についてはその詳細を承知いたしません、前述の我が国の政策の基本を踏まえて慎重に対処してまいりたい、こう考えております。

○上田(見)委員 時間ですからもう終わりにしますが、最後に要望として、今回の安全サミットでMOX燃料化というプランチが出てきたということ、当然ロシアの戦略としては、余剰のプルトニウムを、今後世界へ原子力発電所を売り込むための一つのビジネスとして外貨獲得の方途を開きたいという意図が明確だと思っております。しかるにまた、カナダ等は手を挙げています。

そうなりますと、ロシアが余ったブルトニウムやウランを諸外国に売るといふ状況が恒常化してまいりますと、現在、今大臣お答えになったように、我が国はよその国から買わないのだ、我が国は我が国から出たものをまた再処理して自己完結型でやるのだというものが、今回の「もんじゅ」の事件等も含めて広く国民の中で理解されるかどうかという新たな問題が出てくると思っております。その辺についてのこれからの方向、またわかりやすい説明をひとつ御検討いただきたい、このことを要望しておきたいと思っております。

では、時間になりましたので終わります。大変ありがとうございました。

○井上委員長 次に、古堅実吉君。

○古堅委員 日本共産党の古堅です。最初に、尖閣列島の領有権と、排他的経済水域、二百海里設定問題について伺います。

総理は、五月十日の本会議答弁で、「尖閣列島は日本固有の領土でありまして、中国との間で解決すべき領有権の問題は存在いたしておりません」と述べられた上で、「領土問題を切り離して漁業交渉を進めるといふことは、事実上反する」とも述べておられます。

この総理の御答弁を貫きますという、中国との二百海里設定交渉では、日本の領土である尖閣列島と中国との間で、中間といえますか、そういう間での境界を引く、条約でいえば衡平な解決を図る、こういうことには当然のこととして受けとめていいかどうか、総理の御所見を伺いたいと思っております。

〔井上委員長退席、関谷委員長着席〕
○橋本内閣総理大臣 正確に申し上げますならば、御質問者の方から、領土問題を切り離して漁業交渉を進めるのかというお問いがありましたから、私の方からお答えを申し上げます。尖閣列島は日本固有の領土でありまして、中国との間で解決すべき領土権の問題は存在しておりません。御指摘のような領土を切り離して漁業交渉を

進めるといふことは、事実上反するということでありまして。今後、中国との協議を進めていく上で、尖閣諸島に関するこうした考え方、我が国の立場というものを踏まえて対応していきたいと考えており、国会の御支援もぜひお願いを申し上げます。そのように確かに答弁をいたしてまいります。

○古堅委員 今、尖閣列島と中国との間における二百海里問題というのは、その間の線引きという事になっていくのではないかと、そこをお尋ねしたいのですよね。もう一度、そこあたりについての御見解を伺いたいと思っております。

○橋本内閣総理大臣 中国との間では、今後必要がありまますなら、国連海洋法条約の規定などに従って排他的経済水域の境界画定についての協議を行っていく所存であります。いずれにいたしましても、我が国としては尖閣諸島に関する我が国の立場を踏まえて対応することになるであらうでしょう。

○古堅委員 二百海里交渉では、我が国は、尖閣列島の領有権問題を切り離さないでやる、そういう態度でありますけれども、しかし、中国の態度を見ますという、やはり懸念が残ります。

中国政府は、五月十五日に全国人民代表者会議が海洋法条約を批准した際に、領海基準線に関する声明なるものを発表しました。それには、十二海里水域とともに西沙諸島周辺の領海を明示しながら、その他の領海は改めて発表するとも述べています。また、中国が一九九二年二月に制定した領海法では尖閣列島を中国領土と明記もしております。

このような中国の理不尽な態度を相手に、尖閣列島の領有権問題でもしも弱腰になると、将来に禍根を残すようなことになりかねません。政府が領有権を棚上げにするようなことにはないと明確に表明できるかどうか、総理にその点を確認を求めたいと思っております。
○橋本内閣総理大臣 なぜそういう御質問になるのでしょうか。尖閣諸島というのは日本の固有の領

土であり、現に実効的に支配をしている。領土問題というものが存在していないという事を繰り返してお答えを申し上げます。解決すべき問題が存在しないものを棚上げのしようもございません。

○古堅委員 そういう限りにおいては、この問題はおっしゃるとおり極めて明確と申さねばなりません。そのことを前提にして、いろいろ交渉もありましようから、交渉の過程で、我が国固有の領土ということを明確にしておられる、そういう態度を堅持してやっていただきたい、そういうことを要望申し上げておきたいと思っております。

次に、大陸棚にかかわる点です。
中国国家海洋局とフランス海洋開発研究院が、四月下旬、沖縄本島と宮古周辺を海洋調査しています。この海洋調査したフランスの海洋調査船アタランテ号が、五月二十二日、那覇港に入港もしています。

この調査は、どうやら報道などによりまますという、中国が沖縄沖海盆までは中国から陸続きの大陸棚ということを証明しようとした動きのようであります。しかし、海洋法条約によりまますと、二百海里までは陸続きであるとかないとかといったことは関係なしに、「当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であって当該基線から二百海里の距離までのものをい」というふうな明記もされております。

したがって、中国の動きが大陸棚を中国の陸続きと証明しようというのであるならば、海洋法上は意味のないものだと思います。
外務省として、この動き、この問題についてどういう見解をお持ちであるか、お伺いしておきます。

○池田国務大臣 四月二十四日以降、中国船そしてフランス海洋調査船が活動しているのが確認されました。
それで、そういうことを踏まえて、我が国からは、中国及びフランスに対して外交ルートで事実関係を照会しますと同時に申し入れをいたし

ました。その申し入れは、我が国の同意なく大陸棚の資源探索または大陸棚における科学的調査を行っているのであればそれは認められないことだ、こういうことを申し入れたわけでございます。

これに對しまして、フランス船は速やかに調査を中断いたしました。そしてフランス側より、問題になっている水域での調査は行わないこととなった、このような通報があったところでございます。また、中国船はすべて日中間線の中国側の水域で航走をしておりました。

いづれにいたしましても、今回の活動はどういう意図、背景に基づくものか、これについて憶測することは避けたいと思っております。いづれにしても、我が国としては、先ほど総理から御答弁のあった基本的な立場で両国間の話し合いを行っていく、これは当然のことでございます。

○古堅委員 次に、二百海里水域の全面適用問題について伺います。
中国のこうした行動などを見ておきますと、中国政府との二百海里設定交渉も相当長引くのじゃないかというふうな懸念も生まれてまいります。この交渉が長引きますと、これまでのように中国や韓国の漁船の無謀な操業によって西日本の漁業は大きな被害を受け続けるといふことになりま

す。したがって、一刻も早く排他的経済水域二百海里の全面適用、そのことによつて無謀な外国船の操業を規制すべきだといふふうに考えます。その見直しについてですが、一年ほど後に全面適用ができるかどうか、そこらあたりを含めて御所見を賜りたいと思っております。

○池田国務大臣 我が国といたしましては、中国、韓国との間では新しい漁業協定をつくる、そういうこと、それを早期に実現したいというところで努力していき所存でございます。
そして、現実には、中国との関係では、四月の九日、十日に非公式の協議を行ったところでございますし、韓国との間も、今月の九日、十日に漁業問題についての実務者での協議を始めました。

これからまた鋭意努力を傾注してまいりまして、早期にその円満な解決を図り、新しい漁業協定を結んでいく所存でございます。

○古聖委員 外交交渉にかかわることなだけになかなか明確なことはおっしゃりにくい面はあろうかと思いますが、漁業関係者は、今申し上げたような立場から、その一日も早い解決をということでは望んでいるわけですか。

今、一年ほど後にはという御見解も示していただけるのかどうかということも含めて申し上げましたが、今、早期にということをおっしゃっておられます。その早期にというのは、もう二年も三年も、あるいはそれ以上も後というふうなことはない、そういう意味合いも含んでおられるのかどうか。そこらあたりの外務省の、どうしたいというふうな立場からの御意見を伺いたいと思っております。

○池田国務大臣 二月に政府で決めましたこの問題に取り組み基本方針におきまして、合理的期間内にその円満な解決を図ることになっております。

そしてまた、漁業関係者を初めいろいろな方から御要望も多々受けておりますし、また与党三党からも、早期に、年内をめぐりに解決を図るようというふうな申し入れをちょうだいしているところでございます。そのようなことも十分念頭に置きながら早期円満解決に向かって外交努力を傾注していく所存でございます。

○古聖委員 次に、深海底開閉問題について伺いたいと思っております。

深海底とその資源について、海洋法条約は人類の共同財産と規定していますが、資金も技術も乏しい発展途上国の開発を本当に保障できるかという問題があります。

一九九四年七月の国連総会で、第十一部の実施に関する協定の見直しが行われました。見直し以前の規定では、締約国が発展途上国がつくるエンタープライズに対して長期無利子の借付や債務保証などの資金協力の実施義務や技術提供義務が盛

り込まれていきましたが、見直しの結果、義務規定ではなくなりました。開発可能な鉱区を留保してもらっても、資金も技術も乏しい発展途上国ではこれを開発できなくなるだろう、このように思われます。

発展途上国の経済主権の確立、南北格差の是正がいわゆる先進国の義務だとも申せると思いますが、どうして見直さなければならなかったのか、日本政府はその問題についてどういった主張をされたのか、その点を明らかにしていただきたいと思っております。

○谷内政府委員 深海底資源の開発につきまして、客観的に見て、その実用化に至るまでなお相当の投資額及び期間を要するものと現時点でも見込まれておるわけでございます。そういった観点から、実施協定は、開発途上国を含む国際社会がこの点についての一致した現実的認識に立つて条約に規定する深海底制度を効果的に機能させるために作成されたものでございまして、我が国も作成作業には積極的に関与したという経緯がございます。

○古聖委員 我が国はどうかという主張をされたのか、そこらあたりを明確にしてください。

○谷内政府委員 海洋法条約につきましての議論につきましましては一般的に、そこでどういふ発言をしたかということにつきましては記録もとっておりませんし、また個々の発言の内容について申し上げるといふことにはなっていないのですけれども、ただいまの先生の御質問につきまして、我が国としてはどういふ考えに基づいて実施協定の作成に関与してきたかという点を申させていただきますと、いわゆるエンタープライズ、これは条約では事業体と訳されておるわけでございますけれども、事業体につきましましては、深海底鉱業の現状を踏まえまして、独立して機能を開始することは先生が御指摘のように実施協定により延期されることとされたわけでございます。

このことを踏まえまして、締約国が事業体の操業に対して資金を供与する義務につきましては適

用されないこととされ、事業体が独立した機能を開始する際の資金調達には事業体と開発者との合弁事業によって行われることとなったわけでございます。私どももましましては、事業体と開発者との合弁事業によって行うということによりまして資金のな面は十分に手当てできるのではないかと、こういう判断を行ったわけでございます。

それからまた、契約者による技術移転義務でございますけれども、締約国の国民の知的所有権の有効な保護に関する必要性が認識された結果、適用されないこととなったという経緯がございます。他方、実施協定は、機構の事業体または開発途上国による技術の入手を容易にするために、深海底鉱業を行う事業者を有する国が当該要請に協力することを規定しておるわけでございます。我が国といたしましては、こういった内容のことであれば可能な技術協力を実施することがもちろん可能でありますし、現に我が国は平成五年に国際海底機構及び国際海洋法裁判所のための準備委員会が作成した訓練計画を実施した実績もございまして、こういった技術協力につきましましては今後さらに検討していく、こういう考えでございます。

○古聖委員 海洋が人類共同の財産という大事な海洋法条約の趣旨があるわけですね。それを、力のあるものがそれなりの力に任せて利益を得る、そういうことになってはいかぬということが当然のこととして強調される面となっております。ところが、第十一部について見直されたときに、先ほども申し上げたように、開発途上国が資金や技術などの乏しいという状況のもとで、共同の財産と言いながら、なかなか思うようにそういう趣旨が生かしくいという立場があるのだが、それは義務規定から外された、そういういきさつがあるわけで、共同の財産を、発展途上国の立場をどう生かしていくか、そういう面からも、先進国としてあるべき対処の仕方というのが当然求められるのではないかと、こう考えます。

そういう意味で、条約の規定はそれとしても、

日本政府は資金協力や技術提供を積極的に行う、そういう立場があつてしかるべきではないかというふうにお考えがあられるかどうか伺わせていただいで、終わらせていただきます。

○池田国務大臣 先進国、開発途上国を含めまして、世界全体、人類全体として、資源も含めまして、海洋の適正な資源の維持とそして活用という観点から、今回の海洋法条約が合意を見、そして締結に至ったわけでございます。今後とも、我が国としても、そういったことを踏まえながら適切に対応してまいりたいと思っております。

○古聖委員 終わります。

〔閉会委員長退席、井上委員長着席〕

○井上委員長 それでは、牧野聖修君。

○牧野委員 市民リーグ、民改連の牧野聖修です。ただいま議題となっておりますところの、今般の条約締結及び国内関連法の整備につきまして、国際社会における安定した海洋の法的秩序の確立という観点から、基本的には支持したいと考えております。そういう立場に立ちまして、若干の質問をさせていただきます。

第一点は、国連海洋法の締結に伴う原子炉等規制法及び放射線障害防止法の改正について、科学技術庁長官に質問をさせていただきます。今回の法改正によりまして、排他的経済水域における外国船舶の違反行為には罰金刑を科し得ることになっております。今までの領海内には罰金刑の上に懲役刑というものがあったと思っておりますが、この懲役刑は今回排他的経済水域にはなく、罰金刑のみとしたのは何ゆえであるかということと、しかも釈放手続の整備がなされて、保釈金制度が取り入れられたわけですね。そして、しかも保釈金を積んで帰つてしまえば出頭するに至らないというケースも出てくるという感じでありまして、そういったことと、国民の素朴な疑問として、果たしてそれでよいのだろうかということとは当然浮かんできると思っています。この点につきまして、長官の見解を賜りたいと思っております。

第一点は、国連海洋法の締結に伴う原子炉等規制法及び放射線障害防止法の改正について、科学技術庁長官に質問をさせていただきます。今回の法改正によりまして、排他的経済水域における外国船舶の違反行為には罰金刑を科し得ることになっております。今までの領海内には罰金刑の上に懲役刑というものがあったと思っておりますが、この懲役刑は今回排他的経済水域にはなく、罰金刑のみとしたのは何ゆえであるかということと、しかも釈放手続の整備がなされて、保釈金制度が取り入れられたわけですね。そして、しかも保釈金を積んで帰つてしまえば出頭するに至らないというケースも出てくるという感じでありまして、そういったことと、国民の素朴な疑問として、果たしてそれでよいのだろうかということとは当然浮かんできると思っています。この点につきまして、長官の見解を賜りたいと思っております。

○中川国務大臣 まず第一点の領海外排他的經濟水域等における外国船舶による放射性物質の海洋投棄について、この罰則を罰金刑にしたのはこれで十分か、こういうお尋ねでございましたが、これは従来、そういった領海外の海洋投棄については基本的に沿岸国の管轄権が及ばないということ、規制を実施し得なかつたわけでございます。しかし、今般の海洋法条約によりまして、こうした違反に対して金銭罰のみ科し得るという条件のもとで管轄権が認められることになったことによるものでございます。

このように一定の条約上の制約があるわけでございますけれども、外国船舶による放射性物質の海洋投棄については、ロンドン条約もございまして、また、従来我が国の規制の及ばなかつた排他的經濟水域等まで今度は海洋法によつて規制が及ぼし得るといふことになりまして、これは実質面において我が国周辺海域における放射性物質の海洋投棄の防止には大きく寄与するもの、こう考へております。

なお、金額でございませけれども、一千万円以下というふうになっておりますが、これは經濟規制関連法令による法人処罰、例えば公取とかいろいろございませますが、そういうものの法人処罰を除いた場合の我が国現行法令による最高の罰金額でございませ。そういう意味で、放射性物質の海洋投棄にかかわる違反の重大性に合つたもの、この考へております。

それから、第二点目もあわせてお答えをさせていただきます。ただ、お許しくださいと存じますが、いわゆる担保金制度、保釈金とおっしゃいましたが、担保金制度と法律上なっておりますが、これは、先ほど申し上げましたことと関連いたしませんけれども、今回の海洋法条約で、海洋環境の保護、保全に關して沿岸国の管轄権を排他的經濟水域等まで拡大する一方、同時にまた、船舶の航行というものの利益にも配慮しなければなりません。そういうことで、外国船舶による違反が明らかになつた場合は、金銭上の保証等の合理的な手

続に従うことを条件に速やかに釈放しなければいけません。かぬという条約の規定を受けて整備するものでございませ。しかし、本制度は外国船舶において違反を行った者を処罰する我が国の権利を放棄するものではございませんで、以後の刑事手続の出頭を確保するためのあくまで担保金ということでございます。その担保金の金額についても、その出頭を担保するための目的に照らしまして、法定刑違反の程度、違反の回数等を考慮して定めるといふことにいたしております。また、仮に違反者が求められた出頭に応じない場合は、この担保金は国庫に帰属することになるわけですから、事実上罰金と同様の効果を有すると思われませ。

なお、さらに、外国船舶の旗国は、そういう当該船舶による違反行為を取り締まる条約上の義務を負つておりますので、我が国としては、そういう当該旗国においても適切な措置がとられるように、必要に応じて外交ルートを通じて要求することが可能でございませ。そして、場合によっては義務違反の責任を追及することになっておる次第でございませ。

○牧野委員 丁寧な答弁、ありがとうございます。私は、教歩前進をされているというふうには意識をしておりますし、基本的には本当にいいことだと認識をしております。いずれにいたしましても、放射性物質等の不法投棄等は、その影響たるや、あるいは被害たるや金額では換算できないほど甚大なものである、こういう認識をしておりますので、一歩前進ではありますけれども、さらに監視も強化していただいて防止策に力を入れていただくように、あるいはまた、再発が起らないようにぜひ検討を重ねていただきたいと思います。お願いいたします。

先ほどの委員から御指摘もございませました。総理も外務大臣も御答弁をされてきたわけでございますが、一國のみがこの法律、条約を遵守いたしましたも効果は上がらないわけでございます。特に、ロシア等の不法投棄の問題に端を發しまして大変な大きな問題になっておるわけだ

が、政府といたしましても、ロシア当局ともいろいろ交渉をしてそれなりの成果を上げておる、そういうふうに向つておられますが、北朝鮮あるいは韓国、中国等ともやはりもっと詰めた話し合いをされ、お互いに努力していかないと、協力体制をつつていかないと、絵にかいたぼたもちで終わってしまうのではないかと感じがいまして、この点についての外務大臣の見解をお伺いしたいと思ひませ。

○池田国務大臣 ロシアとの關係につきまして、先ほどの審議の中でも、総理並びに私からも御答弁申し上げましたけれども、今回、ロシアがロンドン条約附屬書の改正を受諾するようになったことは一つの大きな進展であつたと思ひませ。従来からの協力協定に基づいて我が国としても着実にその努力を進めていきたい、こう思つておる次第でございませ。

そして、それ以外の國との關係でございませが、中国及び韓国につきましては、これはどちらもロンドン条約の締約國として海洋投棄を禁止する同条約附屬書の義務を負つております。そして、これまでのところ、兩國の關係でこの義務違反の事実が生じたということは承知しております。だから遵守しているのだ、このように承知しておる次第でございませ。

それから、北朝鮮の關係につきましても、放射性廃棄物の海洋投棄を行ったという事実が具体的に發生したということは承知しておりませんで、仮定を置いて御答弁するのは差し控えたいと思ひませけれども、一般論として言へば、仮に放射性廃棄物の海洋投棄というものを北朝鮮が行う、こういう事態が生じる場合には、我が國としては、当然のことながら海洋環境の保全等々、そういう観点から踏まえて適切に対処してまいりたいと思ひませ。

○牧野委員 時間も来ましたので、質問をここで終了させていただきますが、政府、關係閣僚、総理大臣も先頭に立ちまして、APERC等の海洋部会等では一生懸命御努力をされておることは十分

承知しております。それなりの成果も上がりつつあることもよく承知しております。

しかし、我が國は海洋國家でありますから、この問題につきましてもさらには重要な関心を持つて臨んでいかなければいけない、こういうふうな思ひませ。改めて我が國が主導権をとつて、どちらかという海洋サミットというふうな感じでは、ほかの問題のときにあわせてこれを行うというのではなくして、このことのみを専念するよううな、そういった場を提案しながら、積極的に取り組んでいっていただきますことを心から要望いたします。質問を終わります。

○井上委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。これにて散会いたします。午後零時二十二分散会

第一類第四号(附属の一)

外務委員会 農林水産委員会 運輸委員会 科学技術委員会 連合審査会議録第一号 平成八年五月二十四日

平成八年五月三十一日印刷

平成八年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局